

# CLAIR REPORT No. 351

## フランスの一般廃棄物処理

Clair Report No. 351 ( January 24, 2011 )

(財)自治体国際化協会 パリ事務所



財団法人自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

はじめに

概要

第1章	フランスにおける廃棄物の現状について	1
第1節	廃棄物排出量について	1
1	年間排出量	1
2	有効利用率	1
3	廃棄物処理費用	2
4	家庭廃棄物収集税の現状	3
第2節	廃棄物に関する法令について	5
1	欧州連合レベルの法規制	5
2	フランスにおける法規制について	7
第3節	行政組織等について	8
1	エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省	9
2	環境・エネルギー管理機関	9
3	全仏市長会	11
4	エコ・アンバーラージュ	13
5	アデルフ	14
第2章	環境グルネル会議について	14
第1節	新たな環境政策の発表	14
1	概要	14
2	廃棄物に関する内容	15
第2節	環境グルネル第1法の制定	19
1	概要	19
2	廃棄物に関する内容	20
3	グルネル第1法目標達成に向けての取組み事例	22
第3章	家庭廃棄物の処理について	23

第1節	自治体の取組み.....	23
第2節	容器包装について.....	23
1	2008年エコ・アンバラージュ及びアデルフの状況.....	23
2	エコ・アンバラージュ方式リサイクルフロー.....	25
第4章	家庭廃棄物収集におけるラベル認定制度.....	28
第1節	家庭廃棄物収集におけるラベル認定制度について.....	28
1	概要.....	28
2	ラベルの種類.....	28
3	ラベル取得状況.....	29
第5章	自治体事例紹介.....	34
第1節	事例紹介1.....	34
1	訪問調査日時.....	34
2	訪問調査先概要.....	34
3	取組内容.....	35
4	負担金について.....	39
5	新たな負担金の算出方法.....	40
6	課題.....	41
7	最後に.....	43
第2節	事例紹介2.....	44
1	訪問調査日時.....	44
2	訪問調査先概要.....	44
3	収集及び処理の権限について.....	45
4	一般廃棄物の収集及び処理のながれ.....	46
5	家庭包装廃棄物の収集状況.....	47
6	家庭廃棄物収集税について.....	48
7	ラベル取得について.....	48
8	更なる取組み内容.....	49

9	カリトムについて .....	49
10	コニャック市庁舎内での取組み.....	51
11	最後に .....	52
第6章	日本の地方自治体との比較.....	52
第1節	日本の状況 .....	52
1	一般廃棄物排出量等について .....	52
2	法規制について .....	53
3	廃棄物処理の責任及び個別規制法について.....	53
4	容器包装リサイクル法について.....	53
5	ごみの有料化について .....	55
第2節	埼玉県川口市の取組み例について .....	56
1	川口市の概要 .....	56
2	ごみの総排出量と人口の推移等.....	56
3	一般廃棄物リサイクル促進施設について .....	56
4	廃棄物・リサイクル関連における費用について .....	57
5	ステーション方式による収集 .....	57
6	市民と協働した主な取組みについて .....	57
7	最後に .....	58
第3節	日仏の取組みの違いについて .....	58
1	家庭容器包装について .....	58
2	家庭廃棄物の分別方法について.....	58
3	住民啓発について .....	59
4	最後に .....	59

参考文献



はじめに

日本では、2000年に循環型社会形成推進基本法が成立して以来、地方自治体では3Rの考え方に基づいた取り組みが行われ、その考え方が着実に住民生活に浸透している。その結果、日本のリサイクル率は年々増加し、環境省が2009年11月に発表した「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成19年度実績）」によると、リサイクル率は20.3%となっているが、とりわけ住民の生活に密着した家庭ごみの問題は、地方自治体が抱える環境問題の中でも今後より一層の取り組みが求められる課題であることには変わらない。

2009年11月、水俣市が「燃やさない、埋め立てない」ごみ処理を目指す「ゼロ・ウェイスト宣言」をおこなった。これは徳島県上勝町、福岡県大木町に続き全国で3番目の宣言であり、市レベルでは初となるものである。家庭ごみは私たちの生活から生まれるものであるため根本的な解決は個人の意識と行動にかかっている。そのため、地方自治体の強いイニシアティブで住民と一緒に取り組まなければ真の解決は難しい問題である。

フランスでは2009年8月に環境グルネル第1法が成立し、廃棄物削減に向けた取り組みを含め環境破壊や気候変動防止につながる13分野において具体的数値目標を設定した。家庭ごみとその類似のごみについては2009年から5年間、住民一人当たりの家庭ごみ排出量を毎年7%ずつ削減すること、また2012年までに35%、2015年までに45%とリサイクル率を高めることを目標に掲げており、「廃棄物の発生抑制」を優先課題として取り組む方針である。

フランスにおいても一般廃棄物の収集及び処理については基礎自治体であるコミューン（日本のように市町村の区別はない）の事務権限となっており、本格的に動き出した地方自治体の取り組みに期待が寄せられているところである。

そこで、本クレアレポートではフランスにおける一般廃棄物の取り扱いに関する制度及び現状、環境グルネル第1法が成立するまでの一連のながれを説明するとともに、フランス地方自治体の実際の取組状況を中央アルザス家庭廃棄物収集処理混成事務組合、コニャック市を例にとって紹介し、さらに両国の取り組みについて比較している。

両国は、具体的な取組内容は違えど廃棄物の発生抑制そして廃棄物の有効利用という同じ目的に向かって進んでいる。そのため、本クレアレポートが廃棄物行政に携わっている方々に、何がしかのヒントを提供できることになれば幸甚である。

なお、本レポート執筆に当たって、多大な御協力をいただいたフランス環境・エネルギー管理庁（ADEME）、中央アルザス家庭廃棄物収集処理混成事務組合及びコニャック市の職員の方々に改めて御礼を申し上げたい。

（財）自治体国際化協会 パリ事務所長





## 概要

本クレアレポートは、フランスにおける一般廃棄物に関する制度及び法令、そして今後に向けた取り組み計画を紹介し、さらには日仏の自治体の取り組みについて比較を行うものである。

第1章では、フランスにおける廃棄物の現状として、年間排出量、有効利用率、廃棄物処理費用の推移などについて具体的な数値を追っていった後、廃棄物に関する諸法令について欧州連合レベル、そしてフランスの状況に触れる。その後、フランスにおける廃棄物担当行政組織について概観する。

第2章では、2009年8月に成立した環境グルネル第1法の成立過程をみていきたい。この法律は、2007年のサルコジ大統領の就任直後、ボルロー環境大臣を筆頭に、環境NGO、地方自治体及び業界団体らが一同に会し、フランスの環境政策をテーマに開催された「環境グルネル会議」の結果を具体的な行動に移すために、基本計画の概要をまとめたものである。ここでは環境グルネル会議の廃棄物グループが提案した内容、そして実際法律に取り入れられた内容及び今後の政府の取り組み内容を説明する。

第3章では、1992年に家庭系容器廃棄物のリサイクルにかかわる生産者責任を実行するために設立されたエコ・アンバラージュ制度の現状について数値を追って触れた後、家庭系容器回収リサイクルの流れを説明していく。

第4章では、環境グルネル会議後に発表された新たな環境政策を実現することを目的に、一般廃棄物の取り扱いについて積極的に取り組んでいる地方自治体に与えられるラベル認定制度の概要について説明した後、ラベル取得団体を紹介する。

第5章では、ラベル取得団体の中から、中央アルザス家庭廃棄物収集処理混成事務組合及びコニャック市について訪問調査を実施したため、その内容を紹介する。

第6章では、埼玉県川口市の例をとり、両国の自治体の取り組みについて比較する。



## 第1章 フランスにおける廃棄物の現状について

### 第1節 廃棄物排出量について

#### 1 年間排出量

2006年のフランスにおける廃棄物排出量(Production des déchets)は、8億6,800万トンである。公共団体と家庭からでるごみが年間4,400万トン、産業界から排出されるごみが9,000万トンに対し、建設・公共事業からのごみは3億5,900万トンに上る。農業ごみの排出量は3億7,400万トンであるが、これは主に飼育排水であり土壌に還るものである(図-1)。

2006年における一般廃棄物(déchets municipaux)の住民一人当たりの排出量は537kg<sup>1</sup>であり、家庭から排出される廃棄物(déchets ménagers)の排出量にのみ注目すると住民一人当たりの排出量は、1960年から2000年の間に倍増し、2006年には354kgとなった<sup>2</sup>(図-2)。

#### 2 有効利用率

2006年では家庭ごみ及びそれに類するごみ(déchets ménagers et assimilés)の33.5%が素材資源再利用(recyclage)<sup>3</sup>、29%がエネルギー活用(valorisation énergétique)されており、有効利用率<sup>4</sup>は62.5%である。

なお、依然として焼却・埋め立て処理の割合が高く、2006年時点で、焼却施設は128、埋め立て場は304を数える。

2009年に環境エネルギー管理庁(ADEME)<sup>5</sup>より公表された有効利用(valorisation)量によると2006年の家庭容器包装ごみ(déchets d'emballages)は7.6百万トンが再利用されており、その量は全家庭容器包装ごみ量の61%にあたる。また、焼却処理により3,763ギガワット時の電気及び7,348ギガワット時の熱エネルギーを発生させている。コンポストは5.2百万トンの生ごみおよび植物から1.8百万トンが生産されている。

---

<sup>1</sup> OECDのデータ(「Indicateurs clés de l'environnement de l'OCDE 2008」18, 19ページ)によると日本の住民一人当たりの一般廃棄物の排出量は400kg

<sup>2</sup> Les déchets en chiffres en France, édition 2009, ADEME

なお、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であり、一般家庭から排出される家庭廃棄物の他、事業所などから排出される廃棄物を指すものである。

<sup>3</sup> このリサイクル率は自治体が再生可能ごみとして収集した率であり、再生利用できない分別ミスも含むものであるため、日本のリサイクル率(実際に再生利用した率)とは比較できないものである。

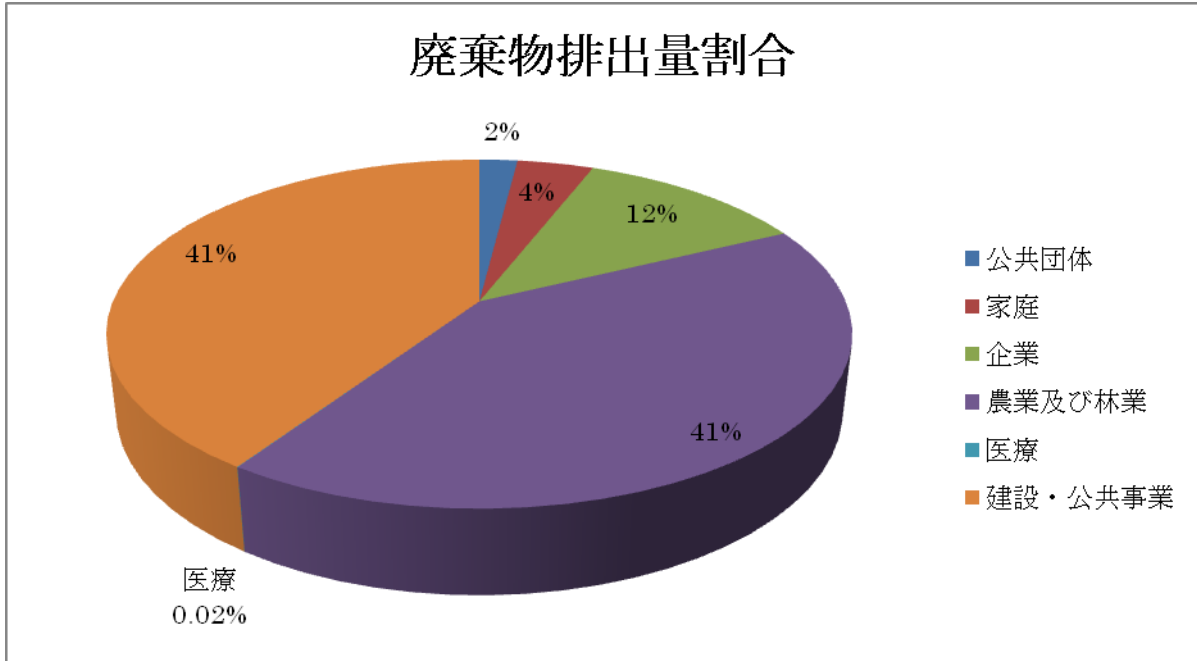
<sup>4</sup> 有効利用率とは製品化された物を再資源化し新たな製品の原料として利用するリサイクル率に焼却施設から製造された電気や熱のエネルギー率が加わったもの。

<sup>5</sup> Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie

### 3 廃棄物処理費用

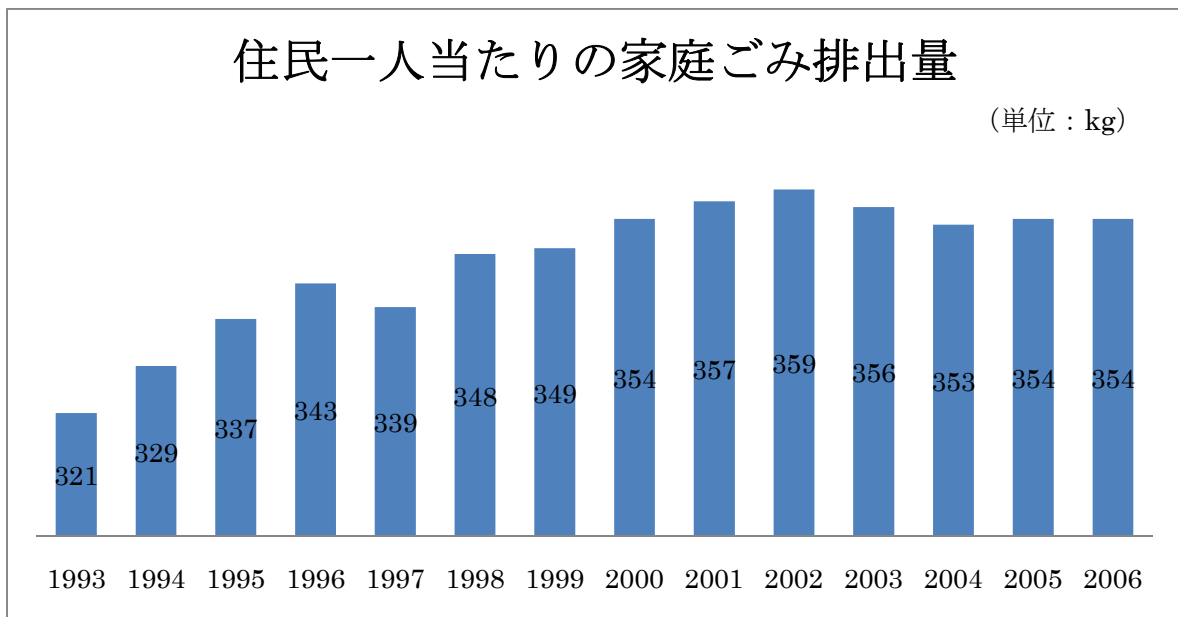
全国の廃棄物処理費用は、2006年に11.6億ユーロ<sup>6</sup>以上に上り（汚水処理費用と同レベル）、これは環境保護にかかわる全国支出の3分の1にあたる。過去15年間で廃棄物処理費用は約3倍に膨らんでいる。（図-3）

図-1



出典：Les déchets en chiffres en France, édition 2009

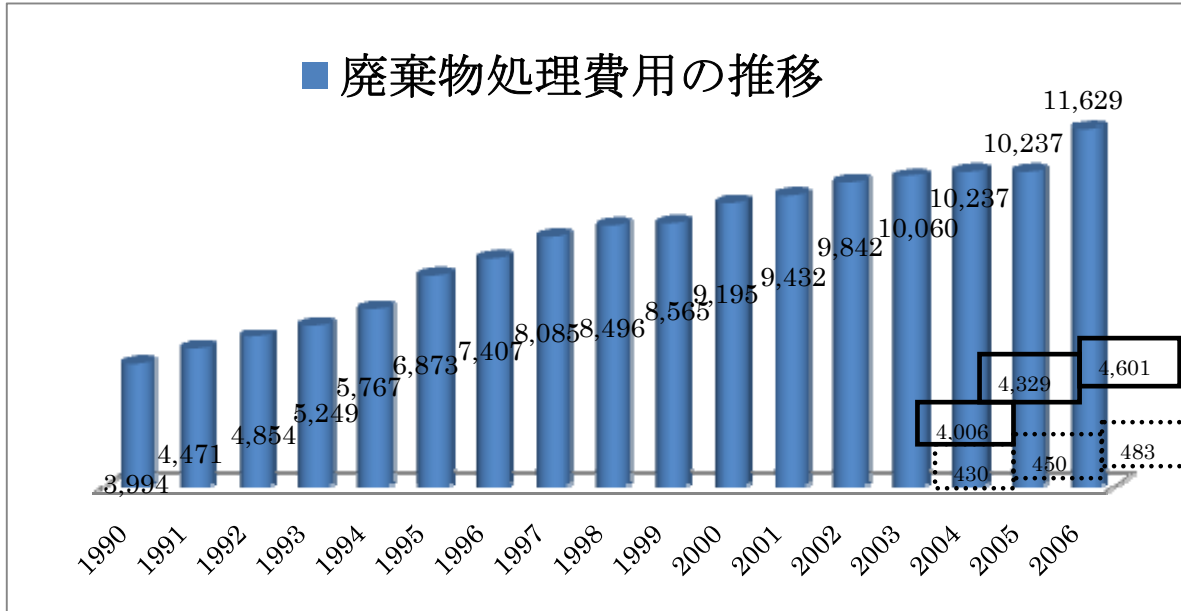
図-2



出典：Les déchets en chiffres en France, édition 2009

<sup>6</sup> 1ユーロ=134円としての換算（2009年6月26日現在）

図-3



     内の数字は家庭廃棄物収集税
      内の数字は家庭廃棄物手数料  
 (単位: 100万ユーロ)

出典: Les déchets en chiffres en France, édition 2009

#### 4 家庭廃棄物収集税の現状

フランスでは、家庭廃棄物の収集及び処理費用を賄うため、住民より家庭廃棄物収集税 (Taxe d'enlèvement des ordures ménagères : TEOM) または家庭廃棄物収集手数料 (Redevance d'enlèvement des ordures ménagères : REOM) を徴収している。

家庭廃棄物収集税及び家庭廃棄物収集手数料の課税主体は、家庭廃棄物の収集処理権限を有するコミューンまたは事務組合であり、家庭廃棄物収集税は住居の敷地面積に応じて課税され、固定資産税と合わせて徴収される。そのため、大部分の住民は家庭廃棄物収集に関する負担意識は低いといえる。

一方、家庭廃棄物手数料は世帯構成人数やごみ排出量を基準に課せられるもので手数料を採用している自治体は少なく、家庭廃棄物収集料を手数料として納付している住民は10%程度である。

2008年現在、5,380万人が家庭廃棄物収集料を税金として支払っており、その総額は50億3,400万ユーロであり、2007年の金額と比較すると4.7%増加している。

表 - 4 家庭廃棄物収集税及び家庭廃棄物収集手数料の推移

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
家庭廃棄物収集税	4,006	4,329	4,601	4,807	5,034
家庭廃棄物手数料	430	450	483	505	未集計
合計	4,436	4,779	5,084	5,321	未集計

単位：100万ユーロ

出典：Les collectivités locales en chiffres 2009

表 - 5 コミューンの人人口規模別における家庭廃棄物収集税及び家庭廃棄物手数料

(広域行政組織も含む)

人口規模	家庭廃棄物収集税 (TEOM)			家庭廃棄物収集手数料 (REOM)		
	コ ミ ユ ン 割 合 (%)	人 口 割 合 (%)	一 人 当 た り の 支 払 金 額 (ユーロ)	コ ミ ユ ン 割 合 (%)	人 口 割 合 (%)	一 人 当 た り の 支 払 金 額 (ユーロ)
500人以下	67	64	68	35	32	78
500人以上 2,000人未満	70	71	74	26	25	73
2,000人以上 3,500人未満	76	77	83	18	18	77
3,500人以上 5,000人未満	82	82	85	13	12	77
5,000人以上 10,000人未満	86	86	87	7	6	81
10,000人以上 20,000人未満	88	89	87	4	4	100
20,000人以上 50,000人未満	92	92	90	2	2	92
50,000人以上 100,000人未満	96	96	96	—	—	—
100,000人以上 300,000人未満	94	94	98	3	2	84
300,000人以上	100	100	146	—	—	—
平均	67	85	91	29	10	77

注：本表の割合とは家庭廃棄物収集税及び家庭廃棄物手数料を採用しているコミューン及び採用コミューン人口の割合を指している。

出典：Les collectivités locales en chiffres 2009

## 第2節 廃棄物に関する法令について

### 1 欧州連合レベルの法規制

#### (1) 概要

1975年7月15日の欧州指令<sup>7</sup>第75/442/CEE号<sup>8</sup>(この件に関するフランス国内法と同じ日付)は、加入国が「廃棄物の削減、廃棄物再資源化やそのための加工処理、廃棄物からの原材料抽出やエネルギー産出など、廃棄物再活用に向けたあらゆる手法を奨励するため、適切な措置をすべて講じる」よう促している。これに先立ち、1975年6月16日には、使用済みオイルの処分に関する指令が發布され、その後、分野ごとのより詳しい指令が出されている。

2006年4月5日の欧州議会・連合理事会指令第2006/12/CE<sup>9</sup>号は、廃棄物に関し、1975年7月15日の指令第75/442/CEE号で定められた措置を今日の状況にふさわしく書き換えて法典化したもので、新規法文書として大変重要なものである。この指令第2006/12/CE号は、すでに時代に合わなくなった1975年指令に取って代わるものであると言える。

#### (2) 欧州連合レベルの法規制がフランスに与える影響

昨今まで、欧州法文書の適用がフランスに義務付けられることはなく、フランスの法規制が欧州指令に沿って書き換えられることもなかった。フランスの法規制は一般に規制が緩く、曖昧な箇所もあり、細かな規制を受けることなく発展を遂げた産業もあった。ガラス産業・紙工業・アルミ産業などがその例である。

欧州議会の役割は、最初に発令された1975年指令では参考意見を述べるにとどまったが、1992年のマーストリヒト条約、それに次ぐアムステルダム条約を経て、徐々に大きな役割を担うようになっていく。その後、欧州議会決定は拘束力を持つようになったが、ただし、それには欧州議会決定が各国国内法に置き換えられることが前提となっている。

概して、初期段階の欧州レベル法規制は、焼却施設、処理施設、再資源化施設、最終処分場処理、梱包の輸送と表示などに関するものが主であった。しかし、最近の法文書では、廃棄物処理の全体、すなわち、収集から処理までを一貫して積極的に言及するようになっていく。

欧州指令の国内法への置き換えに関し、フランスは他の加入国に比べ遅れを取っていたが、今日ではその汚名を返上し、2007年上期の時点で、98.8%の欧州指令が

<sup>7</sup> 欧州連合加盟国に対してある目的を達成することを求めるものの、その方法までは定めない法の形態。そのためそれ自体が執行力を持ち、国内において立法手続きを必要としない規則とは異なる。

<sup>8</sup> 原文は次のHPを参照

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31975L0442:FR:HTML>

<sup>9</sup> 原文は次のHPを参照

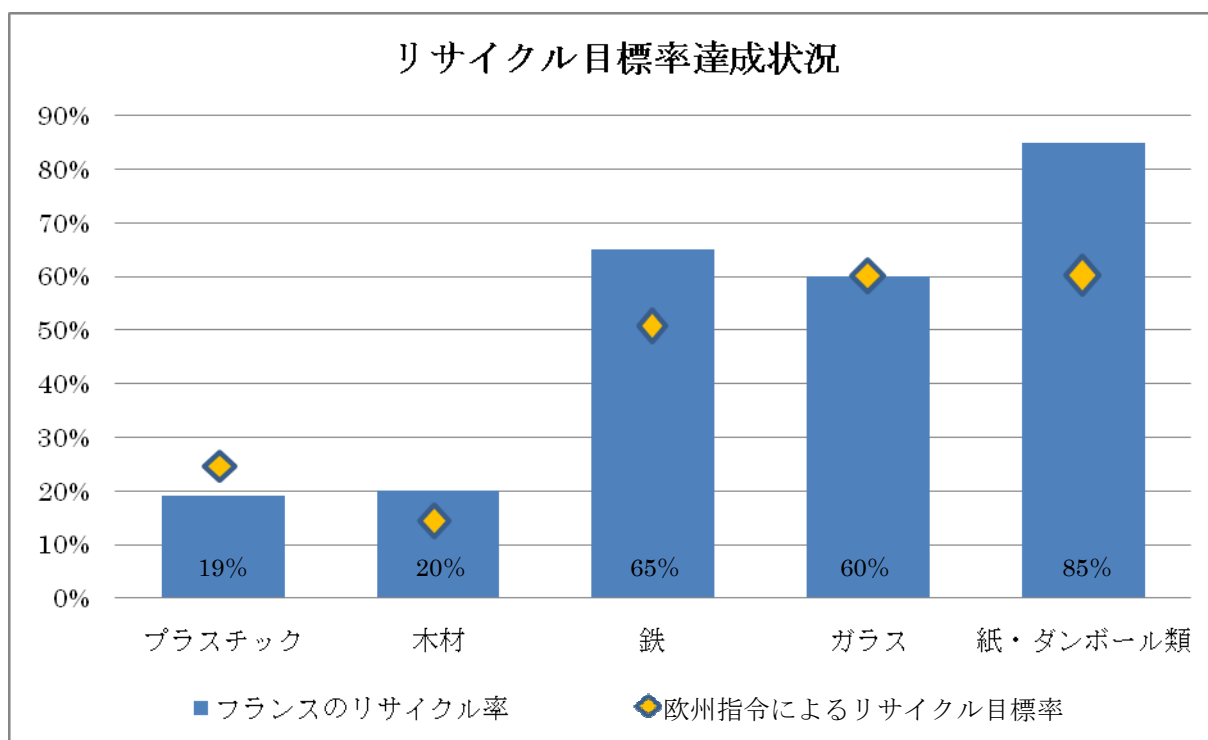
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:114:0009:0021:fr:PDF>

フランス国内法に置き換えられている。

### (3) 欧州指令におけるフランスの達成状況

目標達成期限を2008年12月31日とする欧州指令2004/12/CE<sup>10</sup>において定められた資材別リサイクル目標率は、プラスチック22.5%、木材15%、金属50%、ガラス60%、紙・ダンボール類60%であり、フランスは2006年現在においてプラスチックを除き目標リサイクル率を達成している。(図-6)フランスのリサイクル率(recyclage)は、欧州連合構成国のうち11番目である。

図 - 6



出典：Institut français de l'environnement

<sup>10</sup> 原文は次の HP を参照

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:047:0026:0031:FR:PDF>



## 2 フランスにおける法規制について

### (1) 概要

フランスの廃棄物対策は、1975年7月15日法律第75-633号及び1992年7月13日法律第92-646号を根拠としながら、その他の数多くの法律、デクレ<sup>11</sup>及びアレテ<sup>12</sup>に基づき行われている。なお、家庭から出る容器包装廃棄物については1992年4月1日デクレ第92-377号により定められている。

### (2) 1975年7月15日法律第75-633号について

「廃棄物処理と資材回収に関する法律 (Loi relative à l'élimination des déchets et à la récupération des matériaux)<sup>13</sup>」は、廃棄物分野の法律としては最初のものであるが、内容的にほぼ全体をカバーするものとなっている。詳細は、家庭ごみ処理公共サービス事業に関する1977年2月7日のデクレ第77-151号と1977年5月18日の通達により定められている。主な内容は次のとおりである。

- ① この法律により、コミューン及びコミューン連合組織は、家庭ごみ及びその類の収集・処理を組織できるようになった。
- ② 「再活用が可能な材料・資材、及びエネルギーの回収」という原則に言及。
- ③ 一定の財源確保手段を定めた。中でも、コミューンによる家庭廃棄物手数料の制定を可能にした。
- ④ 環境・エネルギー管理庁(Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie : ADEME)の前身である廃棄物回収処分庁(Agence nationale pour la récupération et l'élimination des déchets : ANRED)を設立。

### (3) 1992年7月13日法律第92-646号について

環境保護のための特定施策に関する法律 (Loi relative aux installations classées pour la protection de l'environnement)<sup>14</sup>」は、環境保護目的に指定を受けた特定危険施設と、廃棄物処理に関するもので、1975年および1976年法を改定するという点において、非常に重要な法文である。政治主導の廃棄物施策上、事実上の出発点となった法律で、以下の内容を定めている。なお、この法律は実行期限を厳しく定める一方で、対処法については地方公共団体に選択を任せている。主な内容は次のとおりである。

---

<sup>11</sup> décret : 大統領・首相が行う行政立法の行為形式。法律を制定することのできない領域すなわち命令事項について固有の行政立法として制定されるものと、法律の施行令として制定されるものがある。

<sup>12</sup> arrêté : 執行機関の決定のうち、一定の法律効果を発生させる意思を表示して行われる明示の行政決定をいう。

<sup>13</sup> Loi n°75-633 du 15 juillet 1975

<sup>14</sup> Loi n°76-663 du 19 juillet 1976

- ① ごみ削減の原則：有害廃棄物の排出防止、排出削減のための措置を含む
- ② 義務事項：2002年7月1日以降、最終処分場に廃棄できるのは、最終処分廃棄物のみとする
- ③ 三件の定義：廃棄物活用、特殊産業廃棄物、最終処分廃棄物
  - 活用 (valorisation)：廃棄物から再使用可能な資材やエネルギーを取り出すための、再使用、再資源化などのあらゆる行為
  - 特殊産業廃棄物 (déchets industriels spéciaux)：危険性の故にデクレが定めたリスト上に記載され、他のカテゴリーの廃棄物と同じ貯蔵施設には保管不可能な廃棄物
  - 最終処分廃棄物 (déchets ultimes)：廃棄物処理などにより生じた廃棄物で、その時代の技術・経済環境ではそれ以上の処理－活用可能な物質の抽出、汚染・危険物質の減量など－が不可能な廃棄物この定義によれば、同用語の意味は時代により変遷する可能性がある

#### (4) 1992年4月1日デクレ第92-377号について

「家庭から出る容器包装廃棄物についてのデクレ (Décret sur les emballages ménagers) は、容器包装廃棄物の処分規制を定めたという点で重要なものである。この措置は、最終的に家庭から排出される容器包装の処分を対象とし、汚染者が処理費用を負担するという原則に基づいている。そのため、製品の生産者、または市場への第一次出荷責任者に、製品から出る容器包装廃棄物にかかる処分の費用負担が義務付けられた。ただし、このデクレは家庭から排出される容器包装廃棄物のみを対象としている。

このデクレに次いで、同措置の統制方法を承認する年次アレテが發布されたが、このアレテにより、生産者は、家庭から排出される自社製品の容器包装の処分に、必要な策を講じる義務を負うこととなった。

### 第3節 行政組織等について

前述したとおりフランスの廃棄物対策は、1975年7月15日の「廃棄物処理と資材回収に関する法律」に基づいて行われている。

この法律で、廃棄物を大きく「家庭廃棄物 (déchets ménagers)」と「産業廃棄物 (déchets industriels)」に分け日本と同様、家庭廃棄物についてはコミューンが処理責任を負い、産業廃棄物については排出者が責任を持つことが原則とされている。県は家庭廃棄物の処理計画を作成し、コミューンはこれに従って家庭廃棄物を処理するものとされている。この節ではコミューンを支援し、またコミューンとの協力関係にある政府機関をはじめとする行政組織等について列挙する。

## 1 エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省

(ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement durable et de la Mer)

1971年1月に環境省が初めて設置された後、名称変更等を経て2007年6月1日からは新たにエコロジー・エネルギー・持続可能な発展・国土整備省 (ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement durable et de l'Aménagement du territoire) が環境行政を所管することになった。同省の大臣は、政権与党である国民運動連合所属のジャン＝ルイ・ボルロー (Jean-Louis Borloo) 氏である。当時、ボルロー環境大臣は閣僚内で唯一国務大臣<sup>15</sup>に任命されており、フランスにおいては環境大臣がこのような特別な扱いを受けた事例はなく、フランスが国策として環境保護に力を入れている姿勢を窺うことができる。その後、同省は2009年7月3日の内閣改造により現在の名称となっている。メトロ紙 (Metro) が報じた2010年1月現在のボルロー環境大臣の支持率は、59%であり、大臣の中で一番高い支持率となっている。

同省が扱う範囲は、環境から運輸、建設、国土整備にまで及んでおり、温室効果ガス排出問題などと密接に関連するエネルギー・運輸政策の推進役も担っている。2009年度の予算は200億ユーロである。

2009年5月16日のル・モンド紙 (Le Monde) の報道によるボルロー環境大臣のコメントによると、世界的な不況にともなう景気対策が環境対策よりも優先され、環境対策は遅れをとっているのではという指摘に対し、着実に環境対策は実施されていると断言している。その証拠として環境対策において次のような具体的な数字を掲げている。2020年までに4兆400億ユーロの投資、535,000人の雇用創出 (うち建築分野は235,000人、持続可能なエネルギー分野は220,000人)、インフラ整備では2009年から2011年までに85億ユーロ出資する予定であり、その計画の中にはTGVの2,000km延伸計画も含まれているということである。

## 2 環境・エネルギー管理機関

(Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie : ADEME 以下アデム)

### (1) 概要

アデムはフランス環境省、経済・財政・産業省、教育研究省の監督下にある政府機関で、1992年に設立された公施設法人<sup>16</sup>である。主な活動分野は、再生可能エネルギー、省エネルギー、廃棄物管理、土壌・大気汚染防止、騒音対策等である。独自の研究所は持たず、国の研究機関や大学、企業等を活用して研究



アデムのロゴ

<sup>15</sup>国務大臣は本来、無任所相の意味だが、現在は重要な閣僚に特に与えられる称号として機能している。

<sup>16</sup> フランスにおける法人の一種。公役務の任務を負う公法上の法人であるとされ、設立の根拠となる法律に従ってそれぞれの特定分野の公役務を実行するため、一定の自律性が与えられている。

を推進している。また、アデムはこれらの環境分野における専門家の集まりであるとともに、地方自治体や企業に対して財政支援を行う組織でもある。

フランス本土に3つの主要事務所（パリ、アンジェ<sup>17</sup>、バルボンヌ<sup>18</sup>）、各州に設けられた26の州局及び海外領土に3つの地方出先機関があり、またブリュッセルにも国外連絡事務所がある。各自治体への財政支援は各州に設置された州局を通じて行われている。なお、廃棄物分野についてアンジェにある事務所で研究をおこなっている。

職員数は920名あり、2010年予算は9億8千6百万ユーロとなっている。そのうち廃棄物分野に充てられる予算は2億5千9百万ユーロである。収入源はエコロジー省、グルネル基金、実証研究基金<sup>19</sup>からとなっている。

## (2) 地方自治体に対する財政支援について

2009年10月に新しい支援制度が成立した。それにより住民一人当たりいくらかという定額の財政支援が可能となった。これは一般廃棄物の収集処理の権限を有するコミューンまたは広域行政組織（住民一人あたり約1ユーロ）、そして「廃棄物排出予防計画」を策定する県（住民一人あたり25サンチーム）に対してアデムが支給するものである。地方自治体は定額支援を受けるかわり、取組みの成果が求められようになった。

定額支援以外では、持寄り集積場に対する支援（改修が軽微な場合の上限額50,000ユーロ、完全に作り直す場合の上限額500,000ユーロ）、分別センターの改修に対する支援（費用の20%、上限額1千万ユーロ）、コンポスト装置設置に対する支援（費用の50%、上限額50万ユーロ）等がある。

また、地方自治体が事業実施前に必要となる事前調査を行う場合は、アデムはその費用の70%を支援しており、上限額は調査の規模により異なるが、5千ユーロ、5万ユーロ、10万ユーロとなっている。<sup>20</sup>

---

<sup>17</sup> Angers：パリから南西に約300km離れたところに位置し、ペイ・ド・ラ・ロワール州（Pays-de-la-Loire）、メヌ・エ・ロワール県（Maine-et-Loire）に属するコミューン。面積42.70km<sup>2</sup>、人口152,337人（2006年現在）

<sup>18</sup> Valbonne：パリから南東に約570km離れたところに位置し、プロヴァンス・アルプ・コートダジュール州（Provence-Alpes-Côte d'Azur）、アルプ・マリタイム県（Alpes-Maritimes）に属する。面積18.87km<sup>2</sup>、人口12,114人（2006年現在）

<sup>19</sup> 2008年7月に環境グルネル協定に応えるためボルロー環境大臣とラガルド経済・産業・雇用大臣及びペクレス高等教育・研究大臣が新規エネルギー技術研究のための実証研究基金を創設し、その運営をアデムに委託したもの。2008年から4年間で10億ユーロ拠出するといわれている。

<sup>20</sup> 概要及び地方自治体に対する支援についてはアデムの廃棄物部門の担当者であるエリザベット・ポンスレ（Mme Elisabeth PONCELET）女史から聞き取り調査を実施して得た情報である。



アンジェにあるアデムの事務所  
廃棄物部門に関する研究はここでやっている。

出典：<http://www2.ademe.fr/>

### 3 全仏市長会

全仏市長会（Association des maires de France）は、1907年に前身が発足し、1933年に公益事業法人（établissement d'utilité publique）として特別の地位が認められた。各県には県内のコミューン同士の連携組織があり、それぞれ独立して存在しており、全仏市長会は、それらと緊密な協力関係にある。



全仏市長会ロゴ

会員は一般会員（現職メール）と名誉会員とからなり、36,793 コミューン約 97% である約 36,000 人のメールが会員となっている。

協会の運営管理は、総会、執行理事会、評議員会（各県単位の代表者 100 人からなる）、さらに 8 つの常任委員会と 8 つのワーキンググループによって組織され、会計監査人 3 人が決算について監査を行う。執行理事会は、会長、筆頭副会長、幹事長、財務長、その他のメンバーから構成されている。

主要な活動としては、①中央政府に対して要望や提案を行うほか、政府とコミューンとの間の意見交換や交流の場として中心的役割を果たす。②会員に対する情報提供。月刊「フランスのメール」や日刊「メール情報」などを通じ各種の情報を提供。③各種テーマについての研修会、講演会、シンポジウムなどの開催。④県レベルの会を通じて会員や地方議員を支援。⑤地方議員のため任意加入方式の年金制度の設立が挙げられる。

廃棄物分野については、1992 年より家庭系容器廃棄物の有効利用についての活動を実施。全仏市長会は、家庭から排出されるごみの量を抑制させるため、排出予防についての市民への啓発活動等を行っている。

2008年の夏、全仏市長会は、エコ・アンバラージュ社<sup>21</sup>と連携し、ごみの分別及びリサイクルの重要性について公衆に向け、高い関心を持たせるためキャンペーンを実施した。このキャンペーンは、住民の視覚に訴えるポスターを作成し、住民のごみの分別及びリサイクルの啓発をねらうものである。特に夏のバカンスが始まる7月上旬、及び夏のバカンス地から帰宅する時期である8月下旬にパリ市内の地下鉄の駅をはじめフランス国内 330 の主要駅に各 3 種類のポスターを貼り、旅行者の視覚に訴える取り組みを行った。



2008年8月下旬に張り出された3種類のポスター

各ポスターの標語

左：ワインボトル 40 本のリサイクル＝12kg の砂及び天然ガスの節約

中央：1 個のダンボールのリサイクル＝2分の1 リットルの水の保護

右：5000 個のプラスチックボトルのリサイクル＝1 バレルの石油の節約

出典：AMF ホームページ <http://www.amf.asso.fr/>



パリ市内の地下鉄の駅に貼られた様子

<sup>21</sup> 1992年に家庭系容器廃棄物のリサイクルに関わる生産者責任を実行するために設立された株式会社。詳しくは次ページのエコ・アンバラージュを参照のこと。

#### 4 エコ・アンバーラージュ

エコ・アンバーラージュ (Eco-Emballages) は、1992 年 4 月 1 日付けデクレ (家庭で使用済みの容器包装廃棄物の回収義務、回収に関わる専門会社の設立等を定めたもの) に基づき、当時の 5 省庁 (環境省、産業省、農業省、内務省、財務省) の承認を得て包装・包装材の製造業者や商品本体の製造業者等が共同で設立した株式会社である。(株主は事業者 70%、リサイクル関連 30%)

エコ・アンバーラージュは、家庭系容器包装廃棄物のリサイクルにかかわる生産者責任を履行するために設立された。国は、その定めたりサイクル目標の達成を条件にエコ・アンバーラージュを認可し、達成の方法については大幅な裁量をエコ・アンバーラージュに与えている。2005 年 1 月 1 日のデクレにより 2010 年までの認可が更新されている。

エコ・アンバーラージュの業務は、国が定めた目標達成のためにコミューンが行う分別収集、焼却・熱回収、埋め立て処理、住民啓発に対して、合意された料率の助成金をコミューンに供与し、また、コミューンが分別収集した容器を素材別に予め合意した最低価格 (ゼロ価格もあり得る) 以上で買い取ることを保証するものである。コミューンから引き取った容器は、素材ごとの保証会社を通じて、市場原理に従って再利用される。

コミューンへの助成金供与と引き取り保証を実施するための資金は、ポアンヴェール (point Vert : PV) と呼ばれるリサイクルマークの使用料として事業者から徴収する。分別収集の対象をリサイクルが容易で逆有償とならない容器に限定しているため、再商品化費用はかからず、事業者の資金をコミューンへの支援に使用することができる。



ポアンヴェール

表 - 7 エコ・アンバーラージュ社の経緯

年	内容
1992 年 11 月 19 日	フランス全土を対象とした容器包装の回収に対する財政支援、分別及び再利用に関する監視を役目としてエコ・アンバーラージュ社が株式会社として誕生
1994 年 7 月	エコ・アンバーラージュ社と全仏市長会は、コミューンとエコ・アンバーラージュ社が契約する場合の契約条件を決定
2001 年	欧州連合が提示した目標指数 (包装容器の 83%の回収、そのうちの 58%のリサイクル) の達成
2003 年 4 月 30 日	ISO14001 を取得 (2006 年 4 月 25 日、2009 年 5 月 17 日更新)
2004 年 12 月 30 日	容器包装の回収分別等を保障するため新たな権限を取得
2005 年 6 月	アデルフ(Adelphe)社がエコ・アンバーラージュ社と統合
2006 年 4 月	8 つの州に新たな事務所を設置

出典 : <http://www.ecoemballages.fr/>

## 5 アデルフ

アデルフ (Adelphé) はワイン、蒸留酒の容器を対象としてボルドーのワインメーカーが 1993 年に設立した株式会社である。エコ・アンバラージュと同じく 1992 年 4 月 1 日のデクレに基づき設立したものである。国がエコ・アンバラージュの独占を防ぐため、アデルフにもポワン・ベール (PV) マークの使用を可能にしたものであるが、エコ・アンバラージュとの統合が望ましいと考えられ、エコ・アンバラージュが大部分の株を取得している。

事業者はエコ・アンバラージュとアデルフのいずれでも選択できるが、エコ・アンバラージュが容器の 95%、アデルフが残り 5% を取り扱っている。

## 第 2 章 環境グルネル会議について

### 第 1 節 新たな環境政策の発表

#### 1 概要

2007 年 7 月から約 4 か月間、ボルロー環境大臣を筆頭に、環境 NGO、地方団体、業界団体らが一同に会し、フランスの環境政策に関する「環境グルネル会議」が開催された。この会議は 1968 年 5 月にパリで学生と労働者が自由・平等を求めて共闘し、全国に広がったいわゆる「五月革命」を收拾すべく、政府・労働者・雇用の共同代表者会議をグルネル通りにある労働省にて開催し、和解がなされた「グルネル協定」にちなんで命名されたもので、政府の独断ではなく、幅広い意見を取り入れた“共同作業”であるという点が強調されている。

この会議では、はじめに 7 月から 9 月にかけて市民や行政の専門家、地方自治体、労働組合、アソシアシオンなどが集められ、6 つのグループで行動計画の策定が進められた。6 つのグループとは①気候変動対策部会、②生物多様性と天然資源保護部会、③健康に配慮した環境形成部会、④持続可能な生産、消費様式の採用部会、⑤環境保護に配慮した民主主義創設部会、⑥企業の競争力や雇用に有利な環境保護の発展促進部会である。

各グループでは、約 40 人のメンバーが 40 回にわたる会議、13 回のワークショップ、数回のヒアリングなどを実施し、9 月に各グループより報告書が提出された。全体の報告書のボリュームは、1,000 ページ近くに上った。

9 月から 10 月にかけては、この報告書に基づき協議を実施。協議はインターネット会議、地域会議、議会での検討、各種団体からの提案の 4 つに分かれており、インターネットや新聞、フリーペーパーなどのメディアを使ったキャンペーンも行われた。

10 月 24 日、25 日には、これまでの策定や協議をベースとしてサルコジ大統領、フィヨン首相、ボルロー環境大臣をはじめとする政府と、地方自治体、環境団体、企業、そして米国元副大統領でノーベル賞を受賞したアル・ゴア氏やジョゼ・マヌ



エル・バローゾ欧州委員会委員長が出席した会議を開催した。

サルコジ大統領はその中で、フランスが地球温暖化との戦いの先頭に立つための「新たな環境政策」を発表した<sup>22</sup>。

新たな環境政策は、建物、輸送、エネルギー、農業、廃棄物の分野に分かれている。当面の目標としては2020年までに、全ての新築建物につきエネルギー生産量が消費量を上回るように仕向け、エネルギー消費量を40%抑えるとともに、有機農作物の比率を現在の2%から20%まで増やし、有害農薬の使用を50%削減することなどが盛り込まれている。また、鉄道建設の促進やトラック輸送の水運への転換、殺虫剤の使用量半減、非炭素エネルギーによる発電を95%まで高めることも内容に含まれた。



環境グルネル会議についてプレス説明を行うジャン・ルイ・ボルロー環境大臣（中央）  
出典：<http://www.legrenelle-environnement.fr/>

## 2 廃棄物に関する内容

廃棄物に関する計画は、廃棄物の発生を抑えることが中心となっており、「不要な廃棄物の禁止または課税」（過剰包装など）の提案や、具体的な数値目標に関する提案などが含まれている。廃棄物グループが発表した報告書<sup>23</sup>の概要は次のとおりである。

### (1) プライスシグナルによる奨励策

地方公共団体が、ごみ処理公共サービスの財源とするため適切な額を、変動制料金システム（例えば、ごみ収集に出される資源化できないごみの量に応じて料

<sup>22</sup> サルコジ大統領の演説原文については以下の次のHPを参照<http://www.legrenelle-environnement.fr/spip.php?article552>

<sup>23</sup> Le Grenelle Environnement, Atelier intergroupe Déchets, Synthèse Rapport 2007

金が高くなる設定にすれば奨励策となる)にて最低額を負担してもらう仕組みを段階的に導入していく。

家庭ごみ処理を奨励策として有料化する方法は、家庭廃棄物収集手数料あるいは、家庭廃棄物収集税を固定負担分と変動負担分の両方からなるよう適応させたものをベースとすることができる。奨励策として導入することには義務的性格を伴うが、全仏市長会や地方公共団体・職業討論団体は、この施策の義務的な点について非常に慎重である。ちなみに全仏市長会は、奨励策としての料金請求を導入するなら、住民に負担が転嫁されるのを防ぐため、同時に拡大生産者責任を拡充する必要があるとしている。

## (2) 容器包装に関して

生産者責任を拡大することで、容器包装の量を減らすよう梱包業者にも促さねばならない。生産過程で現在適用されている計算表は、製品により、見直して数値を上げねばならない。これはごみ削減が目的であるとともに、市場に出回る容器包装の量を制限するよう企業を促すためでもあり、また、ごみ収集、資源再利用、廃棄物処理にどのくらい費用がかかるのかをより理解するためでもある。この件は、産業界、流通業界の同意のもと変更されるべきであろう。ごみ収集、資源再利用、処理に関わる費用の100パーセントを生産者の負担とするという目標には全体の合意が得られていない。雇用者団体は、この施策がエコ・オーガニズム<sup>24</sup>内で議論されることを願っている。

家庭外で一般市民が消費する容器包装についても「ポワンベール(PV)」による負担金制を拡大すれば、それに関わる場所(駅、高速道路など)での選別ごみ回収が促進され、したがってそうした場所でもごみを分別して捨てる動きも広まるであろう。

最後に、リサイクル包装材の質をさらに高めていく必要がある。そのためには、分別ツールと分別要領を統一し、リサイクル可能素材であることが一目でわかるような確かな表示をしなければならない。こうして、広報活動や全国規模での広報ができるようになるとともに、製品に適合した表示がされるように促されるであろう。しかしながら、地方公共団体の自治という観点から、この取組を導入するためには法制による施策が必要になることから、全仏市長会はこの施策に反対を表明している。

## (3) 建設・公共事業部門の廃棄物について

建設・公共事業部門では、技術的・法的な施策を整備し、リサイクル建材の使用量を増やさなければならないとともに、危険物の質量を減らした解体を奨励し

---

<sup>24</sup> エコ・オーガニズムは、政府の認可を受け、製造者に代わって廃電気電子機器の処理を行う組織。役割は、市町村等が回収した廃電気電子機器を引き取り、適正に処理することである。2007年1月より開始

ていかなければならない。廃棄物活用にあたり、使用されている建材の特徴を記し、廃棄物の分別・資源再利用・処理の方法を具体的に述べた解体現場の事前分析が、解体許可の段階等で行われるよう義務化する必要がある。

これに並行して、建設・公共事業界での廃棄物排出抑制、資源再利用を奨励するような経済的手段が必要である。

まとめとして、建設・公共事業界の廃棄物処理政策を義務化し、また拘束力のあるものとしなければならない。

#### (4) 拡大生産者責任の基本方針を実行する仕組みの充実

ごみ削減策・財政対策を目的に、一般市民のごみ処理費用全額を拡大生産者責任の一環として自動的に生産者に転嫁するよう提案する。自己治療によって個人が排出する感染性の医療廃棄物にも生産者責任の仕組みを取り入れなければならない。また、放射性危険廃棄物に関しては、生産者が分別収集と処理の仕組みを発展させなければならない。この基本方針には合意が得られたものの、最終利用者と関係製品の適用範囲については、今後の協議により定める必要がある。

拡大生産者責任の仕組みの監督について、当グループが検討するのは、監督・勧告・仲裁にあたる機関の新設で、この機関は既存の組織と矛盾しない形で関係者全体を集めるものとする。

#### (5) 有機廃棄物について

現在バイオ処理により活用されている家庭ごみの量は6%にとどまっている。そのため最優先課題は、処理量を上げることである。それには、量が多く性質が一定しているごみが排出される給食センターや市場などへ生ごみの再利用を奨励すること、家庭コンポストに関する全国規模の政策により実行されている施策を強化すること、都市圏での有機廃棄物の分別収集を集めることが必要である。農業界へのコンポスト利用を促進するためには、品質の良いものである必要がある。

農業経営者組合全国同盟<sup>25</sup>は、地方レベルでの技術担当者・地方公共団体・農業従事者・食品加工業者の間で信頼関係が結ばれるよう国が強いイニシアティブを取ることを要望している。



環境グルネル会議のロゴ

環境グルネル会議に基づく報告書等には全てに用いられている。

— <http://www.legrenelle-environnement.fr>

<sup>25</sup> Fédération nationale des syndicats d'exploitants agricoles : FNSEA

(6) 焼却・埋め立てによる廃棄物処理量削減について

フランスの廃棄物処理政策における焼却処理の位置づけは、長く議論され、いまだに様々な意見がある。しかし、焼却量と埋め立て量を段階的に削減するという基本方針は了承された。また、大量の廃棄物埋め立て及び地方の埋め立て地不足を避けるためには、焼却処理は欠かせない。既存の焼却処理施設は、さらなる状況改善を行う必要があるとともに、新設される施設は、ごみ削減策・資源再利用の目標に応じて規模を決定する必要がある。また、施設の新設・運営については、さらに協議を進めなければならない。廃棄物最終処分場については、一定カテゴリーの廃棄物、特に資源再利用可能な廃棄物の埋め立てを段階的に禁じる可能性が検討される。

(7) 特定の廃棄物の処理改善について

川底や海底堆積物の処理方法も再検討の対象としなければならない。「予知可能な」災害についての災害後の廃棄物処理、中でも植物系廃棄物については、廃棄物処分についての県計画に組み入れられるであろう。

また、製品寿命を過ぎた船舶と飛行機の解体組織をフランス国内に設置すれば、新規雇用が促進され、処理の質が保証されるようになるであろう。

河川・港湾・沿岸地方や海洋に浮遊・漂着する大きなごみを減らすための総合的な政策も必要となる。

(8) 実行目標について

利用できるデータの信頼性が低く、施策の結果も不確定であるため、実行目標のレベル設定は微妙な問題である。ごみ削減策は、厳密な意味での家庭ごみについては(地方自治体によって回収される手工業従事者、商業従事者のごみも含む)、今後5年間で、一年間に住民一人あたり5kgの削減を提案する。容器包装ごみについては、同じ期間中に一人あたり1kgの削減を提案。

資源再利用については、2004年、家庭ごみとそれに類するごみのうち、24%が資源再利用に向けられた。グループ内では、それを踏まえ2015年にはその率を35%から50%に引き上げる案が出された。地球のための同盟団体に属するアソシエーション<sup>26</sup>は、2015年までに家庭ごみの資源活用率を50%とする目標を提案している。公共団体は、資源再利用策の実施については、拡大生産者責任施策の拡充と環境エネルギー管理庁からの援助の拡大を条件に、市町村レベルでのごみ<sup>27</sup>の資源再利用率について2012年までに40%、2015年までに48%という目標を提案している。

<sup>26</sup> les associations de l'Alliance pour la planète

<sup>27</sup> 家庭ごみに加え道路、市場のごみ、泥、公共団体からでる植物性ごみ、溶解スラグを含む

家庭から排出される容器包装ごみの資源再利用率を75%に引き上げるという目標に関しては、2012年までに達成できる見込みである。

企業<sup>28</sup>より排出されるごみ（建設・公共事業と農業を除く）については、2004年現在、その68%が資源再利用にまわされた。国の団体に属するメンバーは、2012年までにその率を75%に引き上げる目標を提案している。

2006年9月の内閣声明によると、焼却及び埋め立て処理される量の削減目標は、2010年までに15%、2015年までに30%である。地球のための同盟団体に属するアソシアシオンは、現行43%のごみ焼却率を今後2020年までに20%とすることを提案している。一方、公共団体は、今後2015年までに、市町村レベルでの廃棄物の焼却・埋め立て率を50%に抑制する目標を提案している。

## 第2節 環境グルネル第1法の制定

### 1 概要

フランス政府は、環境グルネル会議の結果を具体的な実行に移すために、基本計画の概要をまとめた「グルネル第1法案<sup>29</sup>」を国民議会（下院）に提出した。法案が国民議会に提出された2008年は、フランスは欧州連合の議長国であったことから、環境グルネル会議を受けた法案化の動きは欧州諸国に対して環境分野の面でイニシアティブをとる目的もあった。

この法案は2008年10月21日に国民議会にて賛成526、反対4の圧倒的多数で採択され、翌2009年2月10日には上院で若干の修正を経て採択された。その後国民議会において上院によって附された修正案について議論を行い、2009年6月17日に修正を経て参成多数で採択された。その後、再度上院で議論を行い、2009年7月23日に可決成立し、2009年8月3日に発布された<sup>30</sup>。

法律は、2020年時点でフランスが欧州連合内で炭素効率が最も優れた国になること等を目標に設定し、このために必要な一連の具体的措置を大筋で定める内容となっている。

この法律は全57条<sup>31</sup>で構成されており、既存の建物におけるエネルギー消費の38%削減、運輸部門における二酸化炭素の排出量の20%削減、再生可能エネルギーの利用拡大（最終エネルギーに占める割合を20%に引き上げる）等、具体的目標を設定した内容となっており、ごみ減量に向けた取組を含め環境破壊や気候変動の防止につながる13分野における取組を規定している<sup>32</sup>。

---

<sup>28</sup> 従業員10人以上の企業

<sup>29</sup> グルネル法案の原文については次のHPを参

照 <http://www.legrenelle-environnement.fr/spip.php?article901>

<sup>30</sup> LOI n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en œuvre du Grenelle de l'environnement

<sup>31</sup> グルネル第1法の原文については次のHP参照<http://www.senat.fr/dossierleg/pjl08-042.html>

<sup>32</sup> 13分野の概要は次のHP参照<http://www.legrenelle-environnement.fr/IMG/pdf/hs2-090903.pdf>

なお、より具体的な措置を取り入れた内容の「グルネル第2法案<sup>33</sup>」が2009年1月7日の内閣閣議にて可決されたのち、上院での審議が2009年9月15日から開始され、2009年10月8日に上院にて承認され、現在国民議会にて審議中である。

一部報道によると、法案が104条<sup>34</sup>と大部であることに加え、都市計画、エネルギー、住宅、農業及び医療分野での改革が含まれているとともに、都市中心部への乗り入れる車両への課税、企業への二酸化炭素排出量策定の義務付け、家庭菜園向け殺虫剤の広告禁止、学校への携帯電話持ち込み禁止等の極めて具体的な措置が盛り込まれていることから、成立までに時間がかかりそうだということである。

## 2 廃棄物に関する内容

廃棄物については、グルネル第1法第46条に規定されており、概要は次のとおりである。

### (1) ごみ削減政策の強化

- ① 今後5年間、住民一人当たりの家庭ごみ排出量を毎年7%ずつ削減する。
- ② 資源再利用と有機リサイクルの量を増やす。家庭ごみとその類似のごみのうち、資源再利用と有機リサイクル処理にまわる量を2012年に35%、2015年に45%に引き上げることを目標とする。家庭包装ごみと企業の一般ごみについては、2012年までにその75%を資源再利用と有機リサイクル処理することを目標とする。
- ③ 焼却・貯蔵処理の量を制限する。2012年までに15%削減する。

### (2) この目標に基づく行動計画

- ① 廃棄物処理の方法として、再使用、ごみ分別、資源活用、リサイクルを優先する。
- ② その他の残留廃棄物処理においてはエネルギー活用を優先する。
- ③ ごみ削減政策奨励のため、エコ・コンセプション（製品設計段階での環境配慮）を推進する。
- ④ エコ・コンセプションの基準を考慮して、各企業のエコ・オーガニズムへの拠出額を調整する。
- ⑤ ごみ削減と資源再利用を進めるため、廃棄物貯蔵施設と焼却施設への税制を強化する。
- ⑥ 家庭ごみ収集手数料及び家庭ごみ収集税の一部を従量制にするシステムを5年以内に実施する。
- ⑦ 廃棄物流通の管理向上のため、拡大生産者責任の仕組みを広げる。

<sup>33</sup> 正式名 le projet de loi « engagement national pour l'environnement »

<sup>34</sup> グルネル第2法案の原文については次のHP参照

[http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/Texte\\_du\\_PJL\\_GE\\_2\\_cle21193f.pdf](http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/Texte_du_PJL_GE_2_cle21193f.pdf)

- ⑧ 拡大生産者責任の仕組みに基づく、各エコ・オーガニズムに国の査察官を置くとともに、安全な財政管理制度を敷く。
- ⑨ 過剰包装のないよう特に注意する。
- ⑩ 家具調達や大工仕事などで出る粗大ごみについては、適切な機構による法規的・経済的管理が必要である。

### (3) 政府の取組み

ボルロー環境大臣とジュアーノ（Chantal Jouanno）閣外大臣（エコロジー担当）は、新たな廃棄物全国会議<sup>35</sup>を設置し、ゴミやリサイクルについて、2009～2012年の重点課題を示した。

廃棄物全国会議では、廃棄物に関する2009-2012年の政府の行動計画<sup>36</sup>に従うことを確約した。この行動計画では、廃棄物の発生抑制、リサイクル、有効利用を優先課題と位置づけた環境グルネルの約束を実現するもので、次の事項が盛り込まれている。

- ① 家庭ごみの発生量の7%削減。今後5年間で住民により実施。
- ② 家庭ごみについて、素材・有機ゴミのリサイクル率を2012年に35%、2015年には45%に改善。企業の廃棄物と容器包装については2012年に75%を目指す。
- ③ 焼却分と保管分の量の削減、環境・健康への影響を軽減。

2009年9月9日、ジュアーノ閣外大臣はこの目標を達成するための、次の5つの行動計画を発表し、2011年には2億5900万ユーロの予算が投入される予定である。

- ① 廃棄物の発生抑制のための地方公共団体や市民向けの普及啓発、情報提供。財政的なインセンティブを徐々に実施。
- ② 拡大生産者責任の手続きの中にリサイクルを位置づけ。製品などリサイクル素材の指定を欧州連合レベルで交渉。
- ③ 家庭ごみの50%を占める有機系廃棄物の有効利用。
- ④ 焼却される廃棄物の量を一定量に抑え、税制措置を適用、保管・焼却施設に関する情報を改善する対策を提案。
- ⑤ 建設廃棄物のリサイクルであり、現在は3分の1以上が有効利用されていないため、有効利用量を高める。

<sup>35</sup> Conseil national des déchets

<sup>36</sup> 行動計画の詳細は次のHPを参

照[http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/Brochure\\_Dechets\\_web\\_cle7ec2b1.pdf](http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/Brochure_Dechets_web_cle7ec2b1.pdf)

### 3 グルネル第1法目標達成に向けての取組み事例

#### (1) 建築業界

成人職業研修協会（AFPA）は、職業訓練プログラムに2009年1月から建築とエコ建築業界についての研修を追加した。特に、エコ建築・省エネルギー・再生可能エネルギーに対する意識を高め、職業として特化するアプローチを提案したものである。

#### (2) 都市計画

ペルピニャン<sup>37</sup>とその都市圏共同体は、都市開発の基本方針と開発方法を大きく変えることを目指し、これを公式化するため、2008年1月18日、ジャン＝ルイ・ボルロー環境大臣と協約書を締結した。協約書は、ポジティブエネルギーの街、都市計画と都市空間管理、農業と食料品、持続可能な移動手段（交通と移動）、破壊されやすい自然源と自然スペース、エコ市民の街、の6つの項目を大きなテーマとしている<sup>38</sup>。

#### (3) 交通

フランス郵便は2012年までに自社の二酸化炭素排出量を15%削減することを目指し、郵便配達員全員がエコ運転研修を受けている。また、集配用には二酸化炭素排出ゼロ車両の購入を検討している。

なお、フランス郵便は、郵便物の集配用に41,000台の車両を保有している。

#### (4) エネルギー

エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省は大規模流通企業や工具店の関係者と協約書を締結し、白熱電球の販売を取りやめ、低エネルギー消費電球の販売促進を進めることとした。

それは、白熱電球は購入価格が安いものの、低エネルギー消費電球に比べてエネルギー消費量は4～5倍で、製品寿命も6分の1から10分の1と短いため、消費者にとっても最終的に高くつくことになるためである。

#### (5) 廃棄物

エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省は、簡易包装によるごみ削減を目的として2008年10月、エコ・アンバラージュ、食品加工業者、大手メーカーと協約書を締結した。これは、2012年までに原材料を1,700万トン節約し、

<sup>37</sup> Perpignan：パリから南西に約530 km離れたところに位置し、ラングドック・ルシオン州（Languedoc-Roussillon）、ピレネー・ズリアンタル県（Pyrénées-Orientales）に属するコミューン。面積68.07km<sup>2</sup>、人口116,041人（2007年現在）

<sup>38</sup> 詳細は次のHPを参照<http://www.mairieperpignan.fr/index.php?np=1736>



二酸化炭素排出を1,100万トン削減することを目的としたものである。こうした企業努力は、2012年末までに家庭梱包ごみの資源再利用率を75%に引き上げるという環境グルネル会議で制定された目標の達成に一役買うことが期待されている。

### 第3章 家庭廃棄物の処理について

#### 第1節 自治体の取組み

フランスでは、1975年7月15日法律第75-633号法律制定により、地方自治体に家庭ごみ及びその類のごみ (des déchets ménagers et assimilés) に関する収集・処理にかかわる管理を行う責務があると明記された。そのため容器廃棄物の収集および選別については自治体を実施し、それに対する支援および援助金の支給をエコ・アンバラージュなどの認定された生産者責任組織が実施している。なお、フランスの基礎自治体であるコミューン数は36,793と多数であり、それぞれの規模が小さいことを特徴とするため、広域行政組織<sup>39</sup>が発達しており多くのコミューンは廃棄物の収集及び処理を広域行政組織において実施している。

#### 第2節 容器包装について

##### 1 2008年エコ・アンバラージュ及びアデルフの状況<sup>40</sup>

###### (1) 歳入状況

47,000の企業約4億2,300万ユーロのポワン・ベール (PV) 使用料を支払っている。これは一個の容器包装に対し約0.6サンチームを支払っている計算になる。95%の容器包装に対しポワン・ベール (PV) マークが貼られている。

###### (2) 歳出

歳入の92.1%を地方自治体 (1,332団体<sup>41</sup>) に対する資金援助及び容器買取りのために使用。

###### (3) リサイクルの状況

- 1 容器包装収集量 470万トン
- 2 リサイクル量 290万トン
- 3 素材別リサイクル率

<sup>39</sup> 組織形態は「組合型」と独自の税源を持つ「連合型」の二種類がある。詳しい内容は次のHPを参照<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j30.pdf>

<sup>40</sup> 出典：Rapport annuel

08 <http://www.ecoemballages.fr/fileadmin/contribution/pdf/instit/rapports-annuels/rapport-annuel-2008.pdf>

<sup>41</sup> コミューンは一般廃棄物の収集及び分別を広域行政組織で取り組んでいることから98%のコミューンが加入していることになる。コミューン数にすると36,200団体

- 鋼鉄 100%
- アルミニウム 31%
- 紙及びダンボール類 54%
- プラスチック 21%
- ガラス 79%

4 取組み人口 5,960 万人（フランス総人口の 93.3%<sup>42</sup>）

5 年間分別量 一人当たりの容器包装の分別量の平均は 44.5kg

6 人口集積別一人当たりの年間分別量

- 農村部 58.8kg
- 農村近郊 55.2kg
- 都市部 29.5kg
- 都市近郊 44.3kg



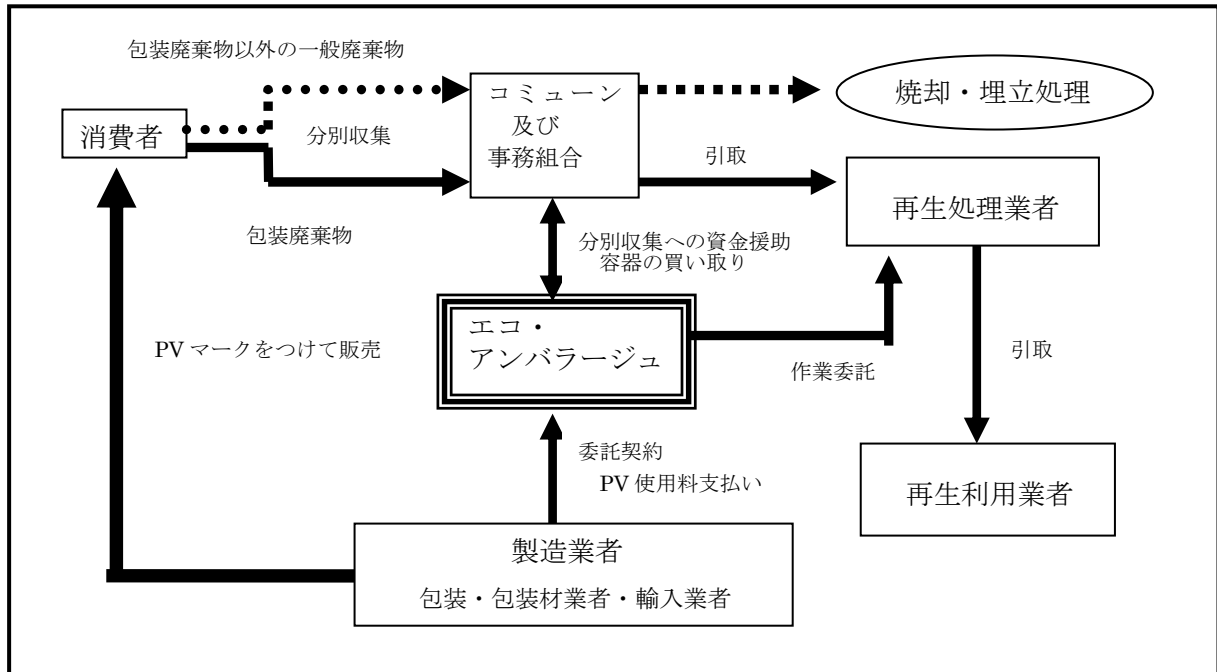
分別後の紙及びダンボール類  
フランス中央アルザス家庭廃棄物収集処理混成事務組合  
（Smictom Alsace Centrale）の分別センターにて撮影

<sup>42</sup> フランス人口は海外県・海外領土を含め 63,892,128 人  
（出典：Les collectivités locales en chiffres 2009）

## 2 エコ・アンバラージュ方式リサイクルフロー

エコ・アンバラージュ方式によるリサイクルの流れは図 - 8 のとおりである。  
以下順を追って説明する。

図-8



エコ・アンバラージュホームページ及び 2001 年経済産業省 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会第 2 回ワーキンググループ資料を参考に作成

- (1) 製造業者は、包装廃棄物の回収、再生利用についてエコ・アンバラージュと委託契約を締結。エコ・アンバラージュと委託契約を結んだ企業は、対象商品へポワン・ベール (PV) マークのロゴマークをつけて販売し、エコ・アンバラージュに委託料として PV 使用料を支払う。

### ①対象容器

分別収集の対象となるか否かを問わず、全ての素材のあらゆる容器が義務の対象であり、ポワン・ベール (PV) マークを表示し、マーク使用料を支払う。ただし、分別収集されない容器は焼却・熱回収されるか埋立て処理される。

有価で販売できない容器は分別収集されず、また買い取りの対象外であるが、それを利用する事業者もポワン・ベール (PV) マーク使用料を支払う。2009 年 10 月現在、95%の包装容器にポワン・ベール (PV) マークが付けられており、4,000 億の製品にポワン・ベール (PV) マークが貼られている。

### ②対象事業者

容器に入った製品を最初に市場に出した全ての事業者には義務がある。ただし小規模な小売店は義務を果たさないケースもみられる。総事業費の 94%を 10%の大手事業者が負担している。

小売業の責任対象は、主としてレジ袋、トレイ、輸入品、プライベートブランド商品であるが、プライベートブランド商品は、メーカーに払わせているケースが多いようである。レジ袋も実際には袋メーカーが支払っている。

### ③リサイクル義務履行の方法

事業者は、デポジットの導入、自主リサイクル、エコ・アンバラージュシステムへの参加という3種類のオプションが与えられている。エコ・アンバラージュシステムが中心だが、薬品と再使用袋に自主リサイクルの例がある。

### ④ポワン・ベール (PV) マーク表示、使用料支払いの対象

素材、サイズ、形状、中身、事業者規模を問わず、全ての容器が支払の対象である。例えば24個のチョコレート容器の場合、24個のアルミ箱、紙箱、2個のプラトレイ、2個の紙・プラスチック仕切り、外箱のプラスチックフィルムとなる。

対象外のものには、袋や包み紙で商品として販売されるもの、事業系容器、製品に付けられた見本や試供品の容器、テープやひも、製品を使用するために付属しているカップ等がある。

### ⑤ポワン・ベール (PV) 料金の決め方

ポワン・ベール (PV) マークの使用料は、コミュンへの助成金とエコ・アンバラージュ運営費の原資となるので、その支出額を予想して料率を定める。

使用料については、バレム (料率表) 委員会で決定される。委員会はエコ・アンバラージュの株主240社の代表5人、素材メーカー代表5人、エコ・アンバラージュ1人の計11名で構成されている。

- (3) エコ・アンバラージュはコミュンに包装廃棄物の回収作業を依頼し、経費の一部を助成すると共にコミュンが分別収集した容器を素材別に予め合意した最低価格(ゼロもあり得る)以上で買い取る。

#### (ア) 分別収集

家庭系ごみの責任はコミュンにある。コミュンの分別収集は市民の環境意識向上の良い手段となっている。

#### (イ) エコ・アンバラージュとの契約

エコ・アンバラージュは、個々のコミュンと6年契約を結び、コミュンの分別収集、熱回収・埋立て、住民啓発に対して財政的支援を行う。

#### (ウ) 助成金の料率表

エコ・アンバラージュの助成金は、その総額がコミュンの分別収集、焼却・熱

回収、埋め立て総費用の一定割合となるように供与するが、算出方法としては分別収集量を基準にしてそれに所定の料率をかけて算出する。

(エ) 引き渡し

コミューンは収集した容器をエコ・アンバラージュ以外に売却してもよいが、その例はほとんどない。安定的な取引を望み、かつエコ・アンバラージュの買い取り制度が魅力であることが理由である。

(オ) コミューンからの買い取りの対象

網鉄、アルミニウム、紙及びダンボール類、プラスチック、ガラス

(カ) 買い取り価格

買い取り価格は、市場に応じて最低保証以上の金額で決める。またコミューンが収集ごみの品質をあげると、買い取り価格が上がるなど収集ごみの品質向上に向けたインセンティブが図られた制度となっている。



エコ・アンバラージュは 2006 年からフランス国内に 8 つの事務所を設置し地方自治体とのより密接なパートナー関係を築いている。

出典：<http://www.ecoemballages.fr/>

## 第4章 家庭廃棄物収集におけるラベル認定制度

### 第1節 家庭廃棄物収集におけるラベル認定制度について

#### 1 概要

家庭廃棄物収集におけるラベル認定制度<sup>43</sup>は環境グルネル会議に基づき発表された新たな環境政策を実現することを目的に 2007 年に環境エネルギー管理庁及びエコ・アンバラージュ社が共同で創設したものである。このラベル認定制度は、地方自治体が家庭廃棄物収集業務において、住民満足、費用対効果、環境負荷の軽減、衛生面の4つの事項を改善し、より適切に実施することを促進するねらいがある。

ラベル取得の対象となる地方自治体は1万人以上<sup>44</sup>の住民規模であり家庭廃棄物の収集権限がある団体である。ラベル使用期間は3年間となる。

#### 2 ラベルの種類

ラベルは2段階あり、レベル1はカリトゥリ (QualiTri)、レベル2がカリプリュス (QualiPlus) である。

なお、カリプリュスは2008年に創設されたものである。

ラベル取得のながれとしては、質問票に記入し、その後アデム及びエコ・アンバラージュが指定した調査機関が現地調査を実施。各ラベルの要件項目を満たしていると認められた場合に、ラベル取得の認証を受けることができる。

##### (1) カリトゥリ取得のため要件項目

- ② サービス面：住民満足を得られている。(年間報告書等の作成をしている等)
- ③ 費用面：経費を抑えている。(費用調査を行っている)
- ④ 環境面：環境負荷軽減のため改善努力をしている。(有効活用率の増加、危険物の取り扱い方法への取組み)
- ⑤ 衛生面：住民の衛生面での改善を行っている。

##### (2) カリプリュスの要件項目

- ①カリトゥリの要件を更に強化して取り組んでいる。
- ②二酸化炭素削減に向けての政策策定、廃棄物収集業務における安全対策の実施など独自に実施している取組みがある。

---

<sup>43</sup> la labellisation du service public de collecte

<sup>44</sup> 1万人以上の住民規模の団体は約1,300存在する。

### 3 ラベル取得状況

#### (1) 取得団体数

2007年から2009年までの3年間で250団体がラベル取得に応募している。その結果、カリトゥリを取得した団体は115団体、そのうちカリプリュスも取得している団体は7団体となっている。なお、2009年には海外県<sup>45</sup>より2団体がカリトゥリを取得している。ラベル取得団体一覧は表-9のとおり。

#### (2) ラベル認定委員会構成メンバー

- 全仏市長会(AMF : Association des maires de France )
- 廃棄物管理とエネルギーに関する地方自治体の全国組織 (AMORCE : Association des collectivités territoriales et des professionnels pour une bonne gestion locale des déchets et de l'energie)
- 全国リサイクル団体 (CNR : Cercle national du recyclage)
- 全国清掃・環境業務連盟 (FNADE : Fédération nationale des activités de la dépollution et de l'environnement)
- 環境・エネルギー庁 (ADEME : Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'energie)
- エコ・アンバラージュ (Eco-Emballages)

---

<sup>45</sup> フランス共和国は、フランス本土(コルス〔コルシカ島〕を含む)に加え、4つの海外県・海外州、6つの海外自治体及び1つの海外特別自治体からなる。詳細は「フランスの地方自治」2頁を参照のこと。 <http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j30.pdf>

表 - 9



## ラベル取得団体一覧



	団体名	県 番号	州	人口規模	ラベル取得年	
					QualiTri	QualiPlus
1	CU DE STRASBOURG	67	アルザス	100,000 人未満	2007	
2	CC DE LA REGION DE GUEBWILLER	68	アルザス	40,000 人未満	2007	
3	S MICTOM D'ALSACE CENTRALE	67	アルザス	100,000 人未満	2008	2008
4	CA PERIGOURDINE	24	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
5	CC ASTERIENNE ISLE ET VERN	24	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
6	SMICTOM DE THIVIERS	24	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
7	SMICTOM DE NONTRON	24	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
8	SMICTOM LALINDE LE BUISSON	24	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
9	CU DE BORDEAUX	33	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
10	SMICTOM DE CASTILLON LA BATAILLE	33	アキテーヌ	40,000 人未満	2008	
11	CA BASSIN D'ARCACHON SUD	33	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
12	SMICVAL DU LIBOURNAIS-HAUTE-GIRONDE	33	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
13	SITOM DU MARSAN	40	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
14	SITCOM SUD DES LANDES	40	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
15	CC DU VILLENEUVOIS	47	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
16	CC DU MIEY DE BEARN	64	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
17	CC D'ORTHEZ	64	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
18	CC DE VATH VIELHA	64	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
19	CC DE NIVE ADOUR	64	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
20	SMICTOM DU SECTEUR DE RIBERAC	24	アキテーヌ	25,000 人未満	2007	
21	USERCTOM DE MONSEGUR	33	アキテーヌ	25,000 人未満	2008	
22	CC DE MONTESQUIEU	33	アキテーヌ	40,000 人未満	2009	
23	CC DE PAU	64	アキテーヌ	100,000 人未満	2007	
24	SYNDICAT DU BOIS DE L'AUMONE	63	オーヴェルニュ	100,000 人未満	2008	
25	CA VICHY VAL D'ALLIER	3	オーヴェルニュ	100,000 人未満	2009	2009
26	CC DE HONFLEUR	14	バス＝ノルマンディ	25,000 人未満	2008	
27	CC DU PAYS CHARITOIS	58	ブルゴーニュ	25,000 人未満	2008	
28	SIVON DU LOUHANNAIS	71	ブルゴーニュ	40,000 人未満	2007	
29	CA DE SAINT-BRIEUC	22	ブルターニュ	100,000 人未満	2007	
30	CC DE LA PRESQU'ILE DE CROZON	29	ブルターニュ	25,000 人未満	2008	
31	CC DU PAYS DE LANDIVISIAU	29	ブルターニュ	40,000 人未満	2008	



	団体名	県 番号	州	人口規模	ラベル取得年	
					QualiTri	QualiPlus
32	CA DU PAYS DE LORIENT	56	ブルターニュ	100,000 人未満	2008	
33	BREST METROPOLE OCEANE	29	ブルターニュ	100,000 人未満	2007	
34	SMICTOM SUD EST D'ILLE ET VILAINE	35	ブルターニュ	100,000 人未満	2007	
35	CA DU PAYS DE VANNES	56	ブルターニュ	100,000 人未満	2007	
36	CA DU DROUAIS	28	サントル	100,000 人未満	2007	
37	VAL DEM	41	サントル	100,000 人未満	2008	
38	REIMS METROPOLE	51	シャンパーニュ・アルデ ンス	100,000 人未満	2008	
39	SYCODEC PLAINE ET MONTAGNE REMOISE	51	シャンパーニュ・アルデ ンス	100,000 人未満	2007	
40	CA DU PAYS DE MONTBELIARD	25	フランシュ・コンテ	100,000 人未満	2008	
41	CA ROUENNAISE	76	オート・ノルマンディ	100,000 人未満	2009	
42	CODAH	76	オート・ノルマンディ	100,000 人未満	2008	
43	SIETREM DE LAGNY	77	イル・ド・フランス	100,000 人未満	2008	
44	CA DE MANTES EN YVELINES	78	イル・ド・フランス	100,000 人未満	2009	
45	SIVOM VALLEE YERRES SENARTS	91	イル・ド・フランス	100,000 人未満	2007	
46	CA PLAINE CENTRALE DU VAL DE MARNE	94	イル・ド・フランス	100,000 人未満	2009	
47	C.A.SUD DE SEINE	92	イル・ド・フランス	100,000 人未満	2009	
48	LA GARENNE COLOMBES	92	イル・ド・フランス	25,000 人未満	2009	
49	COMMUNAUTE DES COMMUNES DE SUD	97	ラ・レユニオン	100,000 人未満	2009	
50	TERRITOIRE DE LA CÔTE OUEST	97	ラ・レユニオン	100,000 人未満	2009	
51	CA DE MONTPELLIER	34	ラングドック・ルシオン	100,000 人未満	2009	
52	CA DU BASSIN DE THAU	34	ラングドック・ルシオン	100,000 人未満	2008	
53	SIERS	23	リムザン	100,000 人未満	2007	
54	CU DU GRAND NANCY	54	ロレーヌ	100,000 人未満	2008	
55	SIRTOM DE BRIEY VALLEE DE L'ORNE JARNISY	54	ロレーヌ	100,000 人未満	2009	
56	COMMUNE DE TOULOUSE	31	ミディ・ピレネー	100,000 人未満	2008	
57	SITROM CENTRE ET NORD DE TOULOUSE	31	ミディ・ピレネー	100,000 人未満	2007	
58	CC DE VOLVESTRE	31	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2008	
59	COMMUNE D'AUCH	32	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2008	
60	SMCD DU SECTEUR SUD	32	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2008	
61	SICTOM CENTRE	32	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2008	
62	SYNDICAT INTERCOMMUNAL DE LA LOMAGNE	32	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2008	
63	SICTOM DE LAVAUR	81	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2008	
64	CA CASTRES-MAZAMET	81	ミディ・ピレネー	100,000 人未満	2008	

	団体名	県 番号	州	人口規模	ラベル取得年	
					QualiTri	QualiPlus
65	CA DU PAYS DE MONTAUBAN TROIS RIVIERES	82	ミディ・ピレネー	100,000 人未満	2008	
66	SIEEOM DU SUD QUERCY	82	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2007	
67	SIVOM MONTASTRUC VERFEIL	31	ミディ・ピレネー	25,000 人未満	2009	
68	SICOVAL	31	ミディ・ピレネー	100,000 人未満	2007	2008
69	CA DE L'ALBIGEOIS	81	ミディ・ピレネー	100,000 人未満	2009	
70	SIVOM ST GAUDENS MONTREJEAU ASPET	31	ミディ・ピレネー	40,000 人未満	2007	2008
71	CA DU GRAND RODEZ	12	ミディ・ピレネー	100,000 人未満	2009	
72	CA D'HENIN CARVIN	62	ノール・パ・ド・カレ	100,000 人未満	2008	
73	CC DE NOEUX ET ENVIRONS	62	ノール・パ・ド・カレ	25,000 人未満	2009	
74	CU DE DUNKERQUE	59	ノール・パ・ド・カレ	100,000 人未満	2007	2008
75	CA DE SAINT-OMER	62	ノール・パ・ド・カレ	100,000 人未満	2009	
76	NANTES METROPOLE	44	ペイ・ド・ラ・ロワール	100,000 人未満	2007	
77	ANGERS LOIRE METROPOLE	49	ペイ・ド・ラ・ロワール	100,000 人未満	2008	
78	SICTOM LOIR ET SARTHE	49	ペイ・ド・ラ・ロワール	100,000 人未満	2007	
79	CA DU CHOLETAIS	49	ペイ・ド・ラ・ロワール	100,000 人未満	2007	
80	CC DU PAYS FLECHOIS	72	ペイ・ド・ラ・ロワール	25,000 人未満	2007	
81	CC DE SABLE SUR SARTHE	72	ペイ・ド・ラ・ロワール	40,000 人未満	2009	
82	COMMUNAUTE DE COMMUNES OCEAN MARAIS DE MONTS	85	ペイ・ド・ラ・ロワール	25,000 人未満	2008	
83	CC DE PORNIC	44	ペイ・ド・ラ・ロワール	40,000 人未満	2009	
84	SMITOM DU SUD SAUMUROIS	49	ペイ・ド・ラ・ロワール	100,000 人未満	2009	
85	CC DU PAYS DE LOIRON	53	ペイ・ド・ラ・ロワール	25,000 人未満	2008	
86	SMIRGEOM EST SARTHE	72	ペイ・ド・ラ・ロワール	100,000 人未満	2008	2009
87	CC COTE DE LUMIERE	85	ペイ・ド・ラ・ロワール	40,000 人未満	2009	
88	SIRTOM DU LAONNOIS	2	ピカルディ	100,000 人未満	2007	
89	CA DU BEAUVAISIS	60	ピカルディ	100,000 人未満	2009	
90	CC DU PAYS DE VALOIS	60	ピカルディ	100,000 人未満	2008	
91	CA AMIENS METROPOLE	80	ピカルディ	100,000 人未満	2008	
92	CALITOM	16	ブワトゥ・シャラント	100,000 人未満	2007	
93	CA DE LA POHELLE	17	ブワトゥ・シャラント	100,000 人未満	2009	
94	CC DU PAYS SANTON	17	ブワトゥ・シャラント	100,000 人未満	2007	
95	CC COEUR DE SAINTONGE CHARENTE-ARNO	17	ブワトゥ・シャラント	25,000 人未満	2007	
96	SYNDICAT MIXTE DU PAYS THOUARSAIS	79	ブワトゥ・シャラント	100,000 人未満	2008	2008

	団体名	県 番号	州	人口規模	ラベル取得年	
					QualiTri	QualiPlus
97	SICTOM DE COULONGES-CHAMPDENIERS	79	ブワトゥ・シャラント	25,000 人未満	2007	
98	C.C DE PARTHENAY	79	ブワトゥ・シャラント	25,000 人未満	2007	
99	C.A DU PAYS CHATELLERAUDAIS	86	ブワトゥ・シャラント	100,000 人未満	2007	
100	CC DU PAYS VOUGLAIISIEN	86	ブワトゥ・シャラント	25,000 人未満	2007	
101	CA PAYS ROCHEFORTAIS	17	ブワトゥ・シャラント	100,000 人未満	2007	
102	VILLE DE COGNAC	16	ブワトゥ・シャラント	25,000 人未満	2008	
103	CC DU PAYS NOYONNAIS	60	ブワトゥ・シャラント	100,000 人未満	2007	
104	VALENCE MAJOR	26	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2008	
105	CA DU PAYS VIENNOIS	38	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2008	
106	SIVOM PONT-DE-CHERUY	38	ローヌ・アルプス	40,000 人未満	2008	
107	SICTOM REGION DE MORESTEL	38	ローヌ・アルプス	40,000 人未満	2007	
108	CC VALLONS DU LYONNAIS	69	ローヌ・アルプス	25,000 人未満	2008	
109	CA CHAMBERRY METROPOLE	73	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2007	
110	SIMIGEDA	73	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2008	
111	CA D'ANNECY	74	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2009	
112	CA GRENOBLE ALPES METROPOLE	38	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2008	
113	SM NORD DAUPHINE	38	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2009	
114	C.C.BIEVRE EST	38	ローヌ・アルプス	25,000 人未満	2009	
115	SITOM SUD RHONE	69	ローヌ・アルプス	100,000 人未満	2007	

出典：La liste des collectivités lauréates à la labellisation du service public de collectes des déchets

団体名についてはカタカナ表記による誤表記を避けるためアルファベットのまま掲載

## 第5章 自治体事例紹介

第4章で取り上げた家庭廃棄物収集におけるラベル認定制度においてラベルを取得した団体の中から2団体（事例紹介1は混成事務組合、事例紹介2はコミューン単独での取り組み）について訪問調査を実施したため、その内容を紹介したい。

### 第1節 事例紹介1

中央アルザス家庭廃棄物収集処理混成事務組合を訪問し、施設見学及び聞き取り調査を実施。聞き取り調査の概要は次のとおりである。

#### 1 訪問調査日時

2009年5月25日（月）11：00～16：00

#### 2 訪問調査先概要

##### （1）事務組合名

中央アルザス家庭廃棄物収集処理混成事務組合(Smictom<sup>46</sup> d'Alsace Centrale) 以下スミクトム

##### （2）ラベル取得年

- カリトゥリ (QualiTri) 2008年
- カリプリュス (QualiPlus) 2008年

##### （3）対応者

- 代表者 ジャン・ピエール・ピエラ (M Jean-Pierre PIELA)
- 事務総長 ジャン・リュック・パトリス (M Jean- Luc PATRIS)

##### （4）組織

アルザス州に所在するバ・ラン県とオー・ラン県にまたがる9つのコミューン共同体（バ・ラン県に位置する共同体が8つ、オー・ラン県に位置する共同体が1つ）で構成されており、コミューン数は89。スミクトムが廃棄物収集・処理事務を行う区域の総人口は約12万人。（2007年の数字では118,455人）。

構成団体の議員から選ばれた34人の委員会によって管理され、委員会は1年に4回開催。委員長は2003年より構成コミューンの一つであるブレテンバック (Breitenbach) のメールであるピエラ氏が務めている。現在の組合の職員数は180人（うち正職員は35人。職員はコミューン共同体から派遣されている職員ではなくスミクトムが採用した職員である。）。2007年度予算は1,300万ユーロ（18億5,900万円）であり、

---

<sup>46</sup> Syndicat mixte de collecte et traitement des ordures ménagères

内訳は 65%が構成コミューン共同体の負担金、15%が繰越金、9%が容器廃棄物のリサイクルに関わる生産者責任組織であるエコ・アンパラージュ（Eco-Emballages）からの助成金、8%が収益、3%がその他となっている。



北がバ・ラン県。南がオー・ラン県。バ・ランはライン川下流をオー・ランはライン川上流を意味し、両県ともドイツと隣接。

#### 【設立経緯】

1979年：76のコミューンが共同で家庭ごみの収集管理に関する一部事務組合を設立。1986年までは独自の職員はおらず業務は競争入札による民間企業への事業委託という形で廃棄物処理を行う。

1986年：コミューン議会議員がその企業による廃棄物処理サービスの質に不満をもっていたことから、事業運営委員会が競争入札の実施を止め、事務組合の独自職員を採用し直接管理を開始。

2003年：9つのコミューン共同体（コミューン数89）がそれぞれの構成コミューンから廃棄物処理に関しての権限の移譲を受ける。コミューン共同体の権限が組合に移譲され、混成事務組合を設立し現在に至る。

### 3 取組内容

2007年のごみ排出量は、81,624トンであり、そのうちの76%が有効利用されている。その内訳は39%がリサイクル（環境グルネル第1法で規定された2012年までのリサイクル目標率は35%）、25%がコンポスト化、12%が焼却処理され、電気として利用されている。（当該組合では焼却施設を保有していないため近隣の都市であるストラスブールとコルマ

ールにある焼却施設で処理している。)有効利用されなかった24%が埋め立て処理となっている。各段階のながれは次のとおりとなる

### (1) 収集

区域内8か所に設置している集積場及び全家庭より収集を実施。集積場では、ガラス・家電製品・鉄くず・電球・使用済み油・衣服など全16種類に分けて収集を行っており、常に2人の職員が分別のアドバイス等を行っている。(排出量:年42,000トン)また、全家庭に二種類(茶色と緑色)のごみ箱を設置し、茶色のごみ箱にはリサイクル可能ごみである広告や新聞類・ダンボール・紙パック・金属品・ペットボトルが、緑色のごみ箱には、それ以外のごみが入れられ分別収集を行っている。(排出量:年31,000トン)

- 集積場の使用可能日時:月・水・金・土 8時~正午、  
13時から18時(冬は17時まで)
- 各家庭の収集回数:リサイクル可能ごみの収集:週2回  
その他のごみ:週3回

### (2) 分別

集積所及び茶色のごみ箱により収集されたリサイクル可能ごみが分別センター(1994年に建設)に集められ、金属類・アルミニウム・紙類・ダンボール・プラスチックという原料別に手作業により分別されている。分別されたごみは原料としてリサイクル会社に売買されており、その収益は予算の8%を占めている。



段階的に手作業で分別を行う分別センターの様子

## ア コンポスト化

緑色のごみ箱により収集されたりリサイクル可能ごみ以外のごみ及び、分別センターよりリサイクルができないものとして排出されたごみがコンポスト工場(1994年建設)に送られコンポストが製造されている。年間 35,000 トンの家庭ごみが処理され約 12,000 トンのコンポストが製造され、地元の農家に販売 (0.5€/t) している。

## イ 埋め立て処分

### (ア) 概要

埋め立て処分場があるシャトノワの人口は 3,420 人であり、ワイン用のぶどう栽培が盛んで、ワイン街道という観光ルートに含まれるコミューンである。埋め立て処分場は、オー・クニグスブル城とロルタンブル城の歴史的建造物の中間に位置しているため周辺の景観について規制があるが、処理場を設置するにあたり、環境保護団体等と話し合った結果、他の地域から発生する廃棄物を受け入れず、地域内の廃棄物のみを埋蔵するという条件で合意し、設置反対という動きにはならなかった。処分場で勤務している職員は 2 名で、1 名はトラックの出入りと重量測定を行い、1 名は埋蔵処理を担当している。

なお、埋め立て処分場の周辺 200 メートル圏内は建設禁止区域となっている。

### (イ) 処分対象廃棄物

ごみ集積場に集められたごみのうち、経済的にも技術的にも処理ができない最終ごみ及びコンポスト化も不可能なごみが埋立て処分となる。現在の埋立地の処理容量は 30 万トンであり、年間 2 万トンの廃棄物が最終手段として埋め立て処分されている。埋め立て処分場は 1979 年に設置され、2004 年までに約 100 万トンの廃棄物が埋蔵された。

埋め立て処分場の入口には放射能探知機が備えてあり、癌治療のために放射線投射を受けている人の包帯等に残っている放射線が反応する場合があるという。放射能廃棄物自体はこの処理場には運ばれてこない。

ここに埋め立てられる廃棄物の多くはプラスチックである。プラスチックは焼却処理をすればエネルギーの有効活用ができるが、焼却処理よりも埋め立て処理の方がコストが安いことから最終廃棄物として埋め立て処理を行っている。(プラスチック 1 トンあたりの焼

却処理費用は 90 ユーロ、一方、1 トンあたりの埋め立て処理費用は 60 ユーロ。)

(ウ) 環境に配慮している点

a プラスチックへの対応

プラスチックは生分解しないので、数百年後にも土壌に残ることになる。当該地は粘土質の土壌であるが、ベントナイトと呼ばれる粘土鉱物を加えて土壌の防水性を高め、さらに遮水シートや保護マット（ジオコンポジット）と呼ばれる合成樹脂製基材と不織布の複合製品でできたもので土壌汚染を防いでいる。

b メタンガスへの対応

既に 100 万トンの廃棄物が埋め立て処分されている場所にはメタンガス処理のため 52 の通気穴が設けられている。そのうちの 27 の通気穴からメタンガスが発生していることが判明している。そのため、回収装置を設置し、年間 200 万立法メートルのメタンガスを回収し、フレアースタックで燃焼処理（温度は 950℃）を行っている。発酵性のごみや庭木ごみが少ないため、ここで発生するメタンガスの量は少ない。

c 浸出水への対応

浸出水は重力により下に落ち、地下約 10 メートルの地点に設置された溝に流れ、貯水槽に溜めた後、それをポンプで汲み上げ同コミューン内にある浄水場に送られる。処理場周辺には 7 ヶ所に水位及び水質の観察のためのピエゾメーターが設置されている。このピエゾメーターの設置はアレテにより義務付けられているものである。

また、埋め立て済みの土地には植物を植えることで雨水が土中に浸透することを防ぐとともに、周辺の地区との景観の調和を図っている。





埋立地  
ワイン街道の観光ルートに含まれるシャトノワのコミューン内に位置

#### 4 負担金について

##### (1) 徴収方法

毎年9月または10月に、スミクトムが翌年度の予算を編成する。その際に9つのコミューン共同体の負担金を1999年の国勢調査の人口データに基づいて算出する。スミクトムは、自らがコミューン共同体に代わり実施する廃棄物処理サービス料をコミューン共同体に請求するわけであるが、コミューン共同体は、住民より家庭廃棄物収集手数料として徴収し、負担金を納める流れとなっている。

地方税として固定資産税と合わせて徴収しているわけではないため、各コミューン共同体は、各世帯に関する情報のファイルを作成し、そのデータを更新し、各世帯宛てに請求書を送付している。未納率は全体の約2%ということであった。

##### (2) 改善点

負担金の算出方法が、1999年の国勢調査の人口データを基に算出しているため、同じサービスに対し請求される負担金額に相違があるのは不公平であるのではないかという議論を重ねてきた。現在、同じサービスに対し請求される負担金の額は、一番高いところと一番低いところでは2倍の差がある。この差は排出されるごみの量とは何の関係もないものとなっている。

これらを改善するため、スミクトムの運営委員会は 2010 年 1 月 1 日付で廃棄物削減奨励単一負担金を創設することに決定した。負担金の計算のベースになるのは、リサイクル可能ごみ以外のごみを入れる灰色のごみ箱に住民が入れるごみの量で決定するとのことであった。

## 5 新たな負担金の算出方法

現在の人口データを基に負担金額を算出する方法から、ごみ排出量、重量、及び収集回数に応じて負担金を算出する算定方法へ移行する予定である。スミクトムが各世帯に灰色のごみ箱とリサイクル可能ごみを入れる黄色いごみ箱を貸与する。世帯の出すごみの量が少なければ少ないほど、負担金の額は低くなる。また、世帯の分別の仕方が悪く、ごみの収集を 5 回拒否された場合は、その世帯の黄色いごみ箱を回収し、その代わりに灰色のごみ箱の容量の大きいものを貸与し、負担金の額を引き上げる。

### (1) ごみ排出量のアンケートの実施

2009 年の初めから住民 55,000 世帯と 6,000 の事業者（商業、手工業関係者）に対して灰色のごみ箱とリサイクル可能ごみを入れる黄色のごみ箱の必要容量に関してアンケートを実施している。アンケートは各コミュニティ共同体で実施している。アンケート結果を、ごみの収集場所（住民がごみ箱を置く場所）においてどれだけのごみを排出するかを管理する特別なソフトを用いてコンピューター入力を行う。

### (2) データの蓄積

負担金の支払者（必ずしも賃借人とは限らない）のデータ以外に、その世帯に貸与されるごみ箱を色別及び容量別に入力する。ある世帯の分別の仕方が悪く、ごみの収集を拒否された場合には、そういった情報についても入力する。

### (3) ごみ箱の貸与

負担金の計算の基礎となるごみ箱のサイズは大中小の 3 つのサイズがあり、大は 180 リットル、中は 120 リットル、小は 80 リットルである。例えば 4 人で構成される世帯があった場合、その世帯はごみがでないように買い物の際に気をつけ、ごみの分別も行い、コンポストも行っているためごみ箱は小さい容量のもので十分であるということであれば、容量が 80 リットルのごみ箱を貸与することになる。一方、同じ世帯構成でも、仕事が忙しく、買い物の際に出るごみのことなど考える時間がなく、コンポストも作らないという世帯であれば、容量が 180 リットルのごみ箱を貸与することになる。負担金は世帯が出すごみの量に比

例して高くなるので、当然後者の世帯が高い額の負担金を支払うことになる。

#### (4) 各世帯におけるごみ箱の容量調査

2枚つづりのごみに関する行動についての調査票を各世帯に配布し、1枚をスミクトムが、もう1枚は各世帯が保存する。スミクトムは調査票をもとにデータ管理を行う。この調査票を基にごみ箱が貸与され、実際にそのごみ箱が使われて初めて、その容量が世帯のごみ排出量にあったものであるかということがわかる。

例えば、ごみの収集日にいつもごみ箱にごみがたくさん入っていて、蓋が閉まらないような状態であれば、そのごみ箱は小さすぎるということになる。その場合は、世帯がごみを出さないよう行動を変えるか、容量の大きいごみ箱に変えてより高い負担金を払うかのいずれかを選択することになる。このような方法で負担金の額を設定する場合、住民はごみを出さないように気をつけるようになる。

#### (5) 問題点

自分のごみ箱へごみを入れず、他人のごみ箱やコミュニティのごみ箱、また高速道路のサービスエリアのごみ箱にごみを捨てたり、森林に不法投棄したり、庭でごみを燃やしたりといった行動をとる者が出てくることも十分に考えられる。

## 6 課題

### (1) 焼却処理以外の処理率を高める

ごみ処理方法については、コンポスト化、機械的・生物学的処理、メタンガス化等さまざまなものがあるが、焼却処理については、ダイオキシンの排出により癌のリスクが増えるなどと言われ、嫌われる傾向にある。しかし、庭での焚き火によって排出されるダイオキシンの方が年間5万トンのごみを処理する焼却処理場が数十年間で排出するダイオキシンの量よりも多いということは十分に知られていない。焼却処理イコール健康に害を及ぼすという考えが普及してしまった今日、焼却処理方法以外の処理方法を模索する必要がある。

焼却処理以外の処理方法としては、埋め立て処理や、コンポスト化、メタンガス化、また処理過程が複雑な機械的・生物学的処理といったものがあるが、廃棄物処理は想像以上に複雑な問題であるといえる。

フランスでも枯葉は家庭廃棄物と同様にみなされ、庭から出るごみはスミクトムのごみ集積所に持ち込まれるが、現在スミクトムでは、州レベルで活動するアソシエーションと共に庭から出るごみのコンポスト化

の推進を試みている。スミクトムでは、住民に対しあらゆるごみ処理に費用がかかると説明しているが、住民は庭仕事から出たごみについてはその処理費用は無料であると考える傾向にある。庭から出るごみを粉碎し、それを樹木の根元に蒔けば、枯葉をごみ集積所に持ち込む必要はなくなり、しかも質の高いコンポストを得ることができる。こうした処理方法について、住民やコミュニティ、コミュニティ共同体、また学校給食を実施している中学校や高校に対して説明を行っている。

集合住宅についてはミミズによる生ごみのコンポスト化という処理方法もあるが、これは環境保護を強い信条とする住民が行っているのみで、普及しているわけではない。処理には時間を要するため、ミミズに与えることのできる生ごみの量は限られている。ミミズが作るコンポストの量は、気温や与える生ごみの内容によって異なるという問題点もある。



スミクトムで製造されたコンポスト。  
この後8週間天日に干され農家に販売される

## (2) 集合住宅でのごみ排出量の抑制

ごみ収集で問題になるのは集合住宅である。集合住宅内において少人数であってもごみの分別を正しく行わない者がいる場合は、他の住民の分別の努力が無駄になる。10 から 20 世帯の集合住宅で、正しい分別を行わない世帯が2世帯いるとすると、他の世帯が分別したごみに生ごみが混入するといった事態になり得る。

そのため戸数が多い集合住宅においては、リサイクル可能なごみを入れる黄色のごみ箱を置くことはやめ、戸外の人通りが多い場所に住民が

自発的にリサイクル可能なごみを持ち寄るコンテナ式ごみ箱を設置することにした。ごみ箱の数は集合住宅の世帯数によってごみの量を推定し、場合によっては複数のごみ箱を設置する。

戸外にコンテナ式のごみ箱を置いて、住民がごみを持ち寄るという方法は他の地域においても見かけるが、ごみの分別を積極的に行う世帯はコンテナ式ごみ箱にごみを捨てに行く。20世帯が暮らす集合住宅が2戸あったとして、住民が積極的に分別を行う住宅では、灰色のごみ箱に入れられるごみの量が少ないので、分別に消極的な住民の多い住宅と比べて、負担金額が半額となるケースもあり得る。

従って、集合住宅で管理組合がしっかりしているところでは、住民への注意が行き届き、住民も分別に気をつけるということになる。

スミクトムとしては、住民にごみの分別に対して関心を持ってもらい、ごみの量を減らすことで処理費用を減らすため、広報活動を行ってゆく必要がある。

### (3) コストの回収

リサイクル可能なごみの収集車は家庭ごみの収集車よりも2倍コストがかかる。従ってスミクトムは投資を行って分別作業を続けるか、それとも競争入札で分別業者を指名し、分別作業を任せの方がいいのかという検討をしなければならない。分別作業はコストが高くつくため、資源物をリサイクル業者に売ってその収入とコストの差額がプラスになるとは限らない。

## 7 最後に

訪問の最後に、スミクトムの代表であるジャン・ピエール・ピエラ (Jean-Pierre PIELA) 代表より話を伺った。ピエラ代表は、ラベル取得は一つのステップに過ぎず、私たちの目標は民間企業よりも成果をあげることであると熱く語ってくれた。そのため敢えて住民からの徴収方法を税金ではなく手数料とし、サービスの向上にむけて住民と向き合っているとのことであった。この熱意が住民にも浸透していることから、住民のごみの分別に対する意識も高いのではと感じた。

ピエラ代表はじめ執行部が今後どのように住民のイニシアティブをとり更なるごみの有効利用を実施していくのか今後も引き続き注目していきたい。



2008年に取得したラベル認証状  
左がカリトゥリ、右がカリプリュス

## 第2節 事例紹介2

コニャック市<sup>47</sup> (ville de Cognac) を訪問し、施設見学及び聞き取り調査を実施。聞き取り調査の概要は次のとおりである。

### 1 訪問調査日時

2009年11月25日(木) 10:00~15:00

### 2 訪問調査先概要

#### (1) ラベル取得年

カリトゥリ 2008年

#### (2) 組織

パリから南西に約480kmのところ、ポワトゥー・シャラント州 (Poitou-Charentes) 及びシャラント県 (Charente) に属するコミューン。人口は19,534人、面積は15.50km<sup>2</sup>。フランソワ1世<sup>48</sup>の出生地であり、ブランデーの生産地として知られている。市長は社会党のミッシェル・グーランシャ氏 (Michel Gourinchas)。職員数は480人。

<sup>47</sup> フランスの基礎自治体はコミューンといい、日本のように市町村の区別はないがここでは便宜上「市」と表記するものである。

<sup>48</sup> ヴァロア朝第9代フランス王 (在位: 1515年~1547年)。フランス最初のルネサンス君主と評される。アンリ4世と並び最もフランス人に愛されている王であると言われている。



シャラント県（着色部）はコニャック市をはじめ 404 のコミューンが属する。

(3) 対応者

- コニャック市長 ミッシェル グーランシャ氏 ( M Michel Gourinchas )
- コニャック市議会議員 シモン クラヴェリエ氏  
( M Simon CLAVURIER )
- 都市計画及び環境課長 フュルパン氏 ( M FULPIN )
- 環境課廃棄物担当職員 ファティマ・クスィビ女史 ( Mme Fatima KSIBI )

3 収集及び処理の権限について

フランスでは一般廃棄物管理における権限を「収集」と「処理（分別は処理に入る）」の二つに分けて考えている。収集というのは、家庭及び持ち寄り集積場の廃棄物を埋め立て場または分別センター等まで運ぶまでであり、埋め立て場等に到着してからが処理にあたる。

コニャック市では、収集の権限はコニャック市自らに、処理については、カリトム (Calitom) という事務組合に権限がある。収集及び処理の実際の業務についてはいずれもヴェオリア (Veolia) という民間企業に委託している。(図-10) クラヴリエール・コニャック市議会議員によると、収集と処理で権限を分離したのは、経済的理由及び政治的理由からであるという。

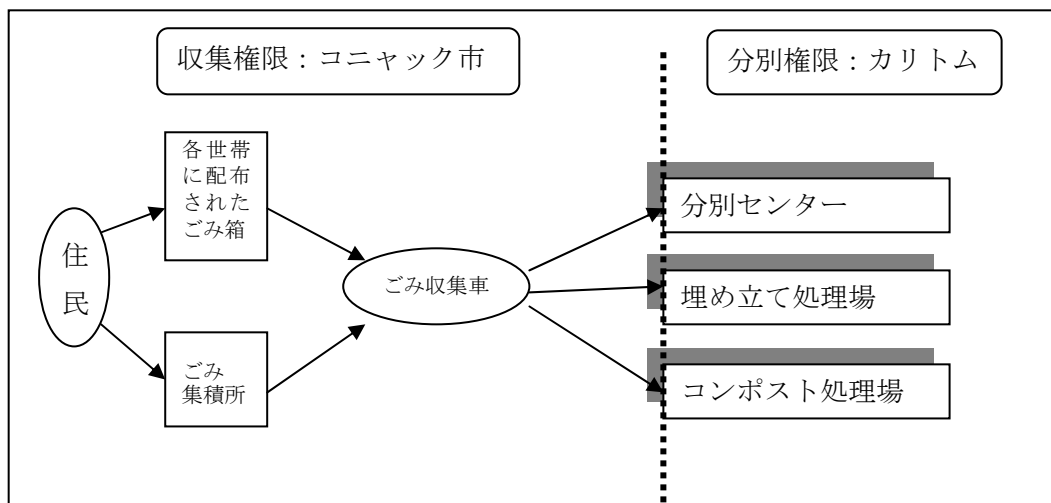
コニャックはカリトムを構成するシャラント県のコミューンと比べると都市部に位置するため、農村地帯のコミューンより収集費用が少なくて済むこと、また

廃棄物の最終処分場である埋め立て処理場に近い（コニャックから最終処分場までは 12 km）という地理的条件であるため、市単独で実施した方が、最終処分場までの輸送時間及び費用を抑えることができるという点が経済的理由である。

カリトムは構成コミューンの全ての家庭廃棄物を収集しており、そのコストは一律である。そのため、コニャック市では一般廃棄物の収集に関しては他のコミューンとの連帯よりも経済的メリットを選んだというわけである。一方、処理については独自で処理するよりもカリトムに加入する方が効率よくできることからカリトムに権限委譲をおこなった。

歴史的経緯からみると、一般廃棄物処理を専門とする事務組合であるスミクトム（Syndicat mixte de collecte et traitement des ordures ménagères）に、コニャック市及び近隣のコミューンが加入し、一般廃棄物の収集事務を行っていた。その収集方法は農村地帯に適合したものであった。その後スミクトムがカリトムに吸収されたが、カリトムの料金体系は全コミューン一律の料金を払うというものであることに加え、収集方法は農村地帯に合わせたものであった。それに対して都市部であるコニャック市は、都市部に合った収集方法を維持したかったため収集についてはコニャック独自で行うことになったわけである。

図 - 10 コニャック市における一般廃棄物の収集権限及び一般廃棄物の処理の流れ



※コニャック、カリトムの両者とも民間企業であるヴェオリア（Veolia）に業務を民間委託している。

#### 4 一般廃棄物の収集及び処理のながれ

一般廃棄物の収集権限はコニャック市にあるが、コニャック市は収集トラックや収集作業員に投資するのではなく、作業についてはヴェオリア（Veolia）に民間委託をしている。コニャック市で廃棄物を担当している職員は都市計画及び環境課長フルパン氏と環境課廃棄物担当職員ファティマ・クスイビ女史の二人のみである。

住民は、二つのごみの捨て方がある。一つは自宅のごみ箱（ごみ箱は資源ごみ



用、その他用の二種類)、一つは持ち寄り集積場に捨てる方法である。それをゴミ収集車が運ぶ。ここまでの権限はコニャック市にあり、実際の業務については民間企業であるヴェオリアが行っている。処理についてはカリトムに権限があり、カリトムについても実際の業務についてはヴェオリアに民間委託している。

一般廃棄物の処理方法は、リサイクルできるものは家庭に配布された資源ごみ用のごみ箱から回収した資源ごみを分別センターに運搬し、それ以外の廃棄物については焼却処理を一切せずに埋め立て処理をしている。

現在、コニャック市は新たな取り組みとして、埋め立て処理される一般廃棄物のうち、植物の廃棄物についてはコンポスト化しようと考え、民間企業にそのための調査依頼を実施中である。コニャックを蒸留する際に泥が発生するが、その泥はそのままでは農業に悪影響を与えるため利用できないが、コンポストを混ぜることで農業に使えるのではないかとということで調査しているところである。

廃棄物の処理に当たり焼却処理はしていないが、これはカリトムが決めたことである。カリトムが管轄する地域では、質のよい焼却処理施設を建設するために必要な廃棄物の量に満たないことから、焼却処理をしないことを決定した。

都市計画及び環境課長フルパン氏によると、仮に焼却場を設置した場合、ごみを減らそうという努力をしなくなるのではという懸念があるということであった。

## 5 家庭包装廃棄物の収集状況

コニャック市における2007年の家庭包装廃棄物の収集量は2,185トンであり、一人当たりの年間排出量は112kgである。2003年から2007年の5年間で再利用率は2倍に増え、一方分別ミスは22%から10%と減少している。排出量は次の図-11のとおり。

表 - 11

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
ガラス	417	601	730	724	729
鉄	28	40	28	59	59
アルミニウム	0.65	2.73	2.38	4.58	3.64
ダンボール類	110	336	217	350	384
プラスチック	63	121	125	173	131
新聞・雑誌類	324	594	756	700	878
分別ミス(%)	22%	15%	13%	11%	10%
家庭廃棄物のうちの再利用可能廃棄物の割合(%)	11%	18%	24%	25%	26%

(単位：トン)

## 6 家庭廃棄物収集税について

コニャック市では住民より家庭廃棄物収集税（TEOM）を徴収している。この課税客体は住居の敷地面積であり、制度の導入当時、富裕層が大きな家に住み、ごみも多く出すという考え方に基づいている。しかしながら現在は、これは公平な課税方法ではないという声が強くなってきている。

クラヴリエール・コニャック市議会議員によると、70歳代の老夫婦二人暮らしで、ほとんどごみがでないにも関わらず、敷地面積の大きい家に住んでいるという理由で、620ユーロ課税されている、一方、4人家族でも敷地面積の小さい家に住んでいることから150ユーロしか課税されていないというケースは不公平であると住民から直接苦情の電話を受けたことがあるという。そのため、世帯構成人数やごみ排出量を基準に課せられる家庭廃棄物手数料（REOM）に今後シフトしていくことが考えられるということであった。

しかしながら、世帯人数を基準として課税することは比較的容易だが、ごみ排出量を基準にすると全世界帯に同じごみ箱を設置し、ゴミ排出量を計測する装置も必要となり経費がかかることから慎重に考えている状況であるということであった。また集合住宅という特別なケースにどう対応するかも課題の一つであるという。集合住宅では誰がごみを削減している努力をしているか分からない状況であり、また一つの共同ごみ箱となるため、一人の住民がきちんと分別しないことで、他の住民に対して負担をかけることにもつながる。

## 7 ラベル取得について

ラベル取得条件は人口が1万人以上であり家庭廃棄物の収集権限を有するコミューン及び広域行政組織である。ラベルを取得するかはあくまでも任意である。都市計画及び環境課長フルパン氏によると、コニャック市はこの基準を満たしており、また現在の自分たちの家庭廃棄物の取り扱い状況を診断するためにラベル取得を試みたということであった。このラベル取得は、外部から客観的に評価を受ける機会となったといえる。

ラベル取得の過程において、ラベル取得の第一段階である質問票に回答することで自分たちの取組みを再確認することができた。

例えば衛生・安全面の条件が改善されているかという質問に対しては、委託先であるヴェオリア（Veolia）に質問することができた。普段であれば質問しないような内容についてもこの質問票を通じてヴェオリア（Veolia）に対して質問し、現状を確認し合ったことで、ヴェオリア（Veolia）と自分たちの関係がより良好なものになったということであった。

そのため、あくまでもラベル取得は一つの手段にすぎず、内部の一つの手段であることから、住民に対して大きく広報していないということであった。

今回のラベル取得は、今までの取組内容が評価されたことではあるが、もっと改善できる点が多くあると都市計画及び環境課長フルパン氏は指摘した。

## 8 更なる取組み内容

コニャック市は、カリトムの評議会に5人の代表者を送っているが、彼らは家庭廃棄物収集税（TEOM）から家庭廃棄物手数料（REOM）に変更しようという提案を繰り返し実施した結果、基準をごみ排出量ではなく、世帯構成人数にもとづいた手数料にきりかえる準備を始めようという動きがある。また家庭廃棄物の量を減らすための予防計画がいくつか策定され、家庭でのコンポスト化の推進、過剰包装の商品は購入しないように促す計画など環境グルネルにおいて定められた内容も導入されている。

都市計画及び環境課長フルパン氏いわく、住民は普段あまり関心を持って聞いていないため、こちらで何度も何度も繰り返して伝えていくことが必要であるということであった。コニャック市では家庭コンポストの装置を既に800世帯に無料で配布したが、その後のフォローアップが十分でない状況である。今後、住民のところに外向いてコンポストの量を増やすような広報を行わなければならないが、廃棄物行政に携わる職員が3人から2人になってしまったため、手が回らない状況である。現在、住民のもとに外向いて分別ミスをチェックし、何がうまくいっていないかを確認するのは、キスイビ女史の一人だけである。

今後は普及啓発におけるあらゆる努力をしていく必要があるという。15%が分別に非常に積極的である人、15%が全く分別をしない人、70%がこちらの努力次第で分別をするだろうという人の割合である。70%の人は、隣人から影響を受けやすいため、隣人がやっているならやろう、やっていなければやらないという態度をとる傾向にある。そのため、やる気を出させるためには、我々は継続した努力をしなければならない。都市計画及び環境課長フルパン氏は、もし努力を怠れば、分別ごみの質が悪くなる、という危機感を抱いているということであった。

## 9 カリトムについて

### (1) 組織

カリトム（Calitom）は、1995年に制定されたシャラント県の家庭廃棄物に関する県計画により、県議会が行動計画を実行するために事務組合設置を促したことをきっかけに設立された組合である。家庭廃棄物の収集については357コミューン（人口199,412名）、家庭廃棄物の処理については389コミューン（人口243,536名）がカリトムに加入している。構成コミューン議員の中の74名の議員からなる委員会により意思決定が行われる。組合の職員数は173名である。

## (2) 業務内容

- 家庭廃棄物の収集
- 家庭包装廃棄物及びガラスの収集とリサイクル
- 家庭ごみ集積場の管理
- 植物ごみの収集
- 家庭包装廃棄物の分別
- 最終ごみの埋め立て処理
- コンポスト処理

## (3) 2010年予算

経常部門	31,549,874 ユーロ
投資部門	18,296,755 ユーロ
合計予算	49,846,629 ユーロ

## (4) 分別センターについて

3交代制の24時間体制で稼働。16人のチームが二つ、12人のチームが一つの3チームで稼働している。実際に稼働する職員は12人で残りの4人は順番に休憩をとる。現在、土曜の午後（機械のメンテナンス）は稼働していないが、それ以外は24時間体制で稼働している。職員は1時間30分働き、20分休憩するというシステムをとっている。



分別作業の様子

現在、分別センターでは、分別の質を高めるために新たな分別装置を導入中であるということである。それは、機械的－生物学的分別と言われるものであ

り、家庭廃棄物の中から、発酵する可能性のあるものを全て取り除くという方法である。2年後に今ある分別センターに、この機械的—生物学的分別センターを導入する予定で現在工事が進められている。これを導入することで現在より45%の埋め立てごみを減らすことができるということであった。貴金属、プラスチックや石も取り除き、発酵するものは3～4か月かけ発酵させ、その後コンポストを作り、農業に使用することを考えている。



機械生物学的分別センターの完成予定図

#### 10 コニャック市庁舎内での取組み

市庁舎内で排出ごみを減らす努力もしているという。コニャック市では「アジェンダ 21<sup>49</sup>」を実行しようとしており、その枠組みの中で一般廃棄物の量を減らす努力をしているということであった。現在、職員向けのガイドを作成中であり、紙質を 120g/m<sup>2</sup> から 80g/m<sup>2</sup> へ変えることや、むやみに印刷しないなどの奨励事項を列挙しているという。また、印刷機械自体も性能がよくなったため、印刷する際のインクの量を減らす等の取組みを実施しているとのことであった。

また、イベントを開催したときも、必ず分別用のゴミ箱を設置する等しており、夏の間に住民がフェスティバルを企画開催する場合に、市が補助金を出す代わりに、排出ごみを減らす努力をするように促しているという。例えばプラスチックのコップを使わないとか、分別用のゴミ箱を設置するようにするなど、まずは企画者に対して啓発を行い、廃棄物の収集に関しては輸送のコストを負担してもらっている。このような取組みを実施するには、州や県からも支援を受けており、州・県・コミューンが同じ方向性を目指し、エコ市民を目指しているということ

<sup>49</sup> 1992年にリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」、通称地球サミットで採択された、持続可能な開発を目指した宣言。地域ごとにローカルアジェンダ 21 と呼ばれる行動計画の策定を求めている。日本は1993年に国としてローカルアジェンダ 21 行動計画を策定し、国連に提出。京都市も地球温暖化国際会議(COP3)が開催された1997年に「京(みやこ)のアジェンダ 21」を策定。フランスは、2003年に環境・エネルギー・持続可能な開発・国土計画省が、ローカルアジェンダ 21 の制定・実行を奨励。現在ではパリを含む350以上の自治体に取り組んでいる。

であった。

## 11 最後に

コニャック市コミューン議会議員のシモン クラヴェリエ氏より、一般廃棄物の収集処理については民間委託せず、コミューンの直接管理が好ましいという発言があった。入札募集をして民間企業に委託した場合、些細なことでも変更する場合、手続きが必要になり容易に変更することができないという理由からである。例えば週に1度の収集を2度に変更する場合、入札を再度やり直さなければならないが、直接管理であれば今日決めたことを明日から実行することができるため、柔軟に対応することができるからということであった。しかしながら、実際に直接管理を行うためには組織体制を変更する必要があり、事務を担当している都市計画及び環境課長フルパン氏からは、直接管理を望む声は上がらなかった。

民間委託の場合は、民間業者との関係を損なわずに、情報共有の徹底や事務の更なる改善といった点でリードしていく難しさを、会話の中で垣間見ることができた。

また、コニャック市は分別に力を入れているが、環境グルネル会議の方向性としては廃棄物の発生抑制及び防止という方向に向かっている。そのため、今後どう住民を巻き込んで廃棄物の発生抑制に取り組んでいくのか、今後のコニャック市の取組みにも注目したいところである。

## 第6章 日本の地方自治体との比較

### 第1節 日本の状況

#### 1 一般廃棄物排出量等について

##### (1) 年間排出量

平成19年度(2007年)における排出量は5,082万トン、1人1日当たりの排出量は1,089グラムである。総排出量は平成12年度以降継続的に減少している。

##### (2) リサイクルの状況

市区町村等において、分別収集により直接資源化された量及び中間処理後に再生利用された量は726万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は305万トンである。市区町村による資源化と住民団体等による集団回収とを合わせた総資源化量は1,030万トンであり、リサイクル率は20.3%となっている。総資源化量、リサイクル率ともに、着実に上昇している。

##### (3) 廃棄物処理事業経費の状況

市区町村及び一部事務組合が、ごみ処理事業に要した経費は、18,599億円であり、

国民1人当たりに換算すると14,600円となる。

#### (4) 最終処分場の整備状況

平成19年度末現在、一般廃棄物最終処分場は1,832施設、残余容量は122,015千 $\text{m}^3$ であり、残余容量は減少している。なお、残余年数は全国平均で15.7年であり、最終処分量の減少により見かけ上は横ばいとなっている。

## 2 法規制について

当初、廃棄物処理の課題は、「ごみをどのように収集するか」という点にあったが、時代の流れとともに「環境汚染のない埋め立て処分」、「ごみ焼却による大気汚染の防止」に変化し、最近では「リサイクルの推進」や「循環型社会の形成推進」が課題となっている。廃棄物処理に関する法律を列举すると、次のとおりとなる。

なお、「汚物掃除法」により、家庭から排出されるごみの収集は地方自治体の役割と定められている。

- 1900年 公衆衛生対策として「汚物掃除法」制定
- 1954年 生活環境保全の観点から「清掃法」制定
- 1970年 地域環境保全のための「廃棄物処理法」制定
- 1991年 地球環境保全の観点から「再生資源の利用の促進に関する法律」制定
- 2001年 循環型社会構築のための「循環型社会形成推進基本法」成立

## 3 廃棄物処理の責任及び個別規制法について

廃棄物処理の責任はフランスと同様、排出者責任と拡大生産者責任の二点からなる。日本の廃棄物管理の現場では、循環型社会を目指した3Rの推進、排出者責任と拡大生産者責任の推進が進められている。拡大生産者責任の考え方に基づく個別法令は次のとおりとなる。

- 1995年 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
(容器包装リサイクル法)
- 1998年 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
- 2000年 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律  
(建設リサイクル法)
- 2000年 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律  
(食品リサイクル法)
- 2000年 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
(グリーン購入促進法)
- 2002年 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

## 4 容器包装リサイクル法について

### (1) 目的

家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて資源の有効活用を確保を図ることを目的とするものである。また、事業者と市町村の責任分担を見直し、市町村が収集した後のリサイクルについては、容器包装にかかわっている事業者にリサイクルの義務を課すこととした、日本で最初に拡大生産者責任を導入した法律である。

### (2) 対象となる容器包装

「容器包装」とは、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む）であり、商品が消耗したり商品と分離した場合に不要となるものである。<sup>50</sup>

分別収集の対象となる容器包装は、ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールで市町村が収集しているもの。アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールの4品目についてはすでに市場経済の中で有価で取り引きされていることから、再商品化義務の対象となっていない。

### (3) 容器包装リサイクルの仕組み

容器包装リサイクルの特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者：特定事業者）は再商品化するという3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことである。

#### ア 消費者の役割・・・「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従い、ごみを排出することが求められている。また、分別排出のみに努めるだけでなく、簡易包装の商品を選択する等、ごみを出さないように努めることが求められている。

#### イ 市町村の役割・・・「分別収集」

市町村は家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者を引き渡す役割を担う。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する5ヵ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担っている。

---

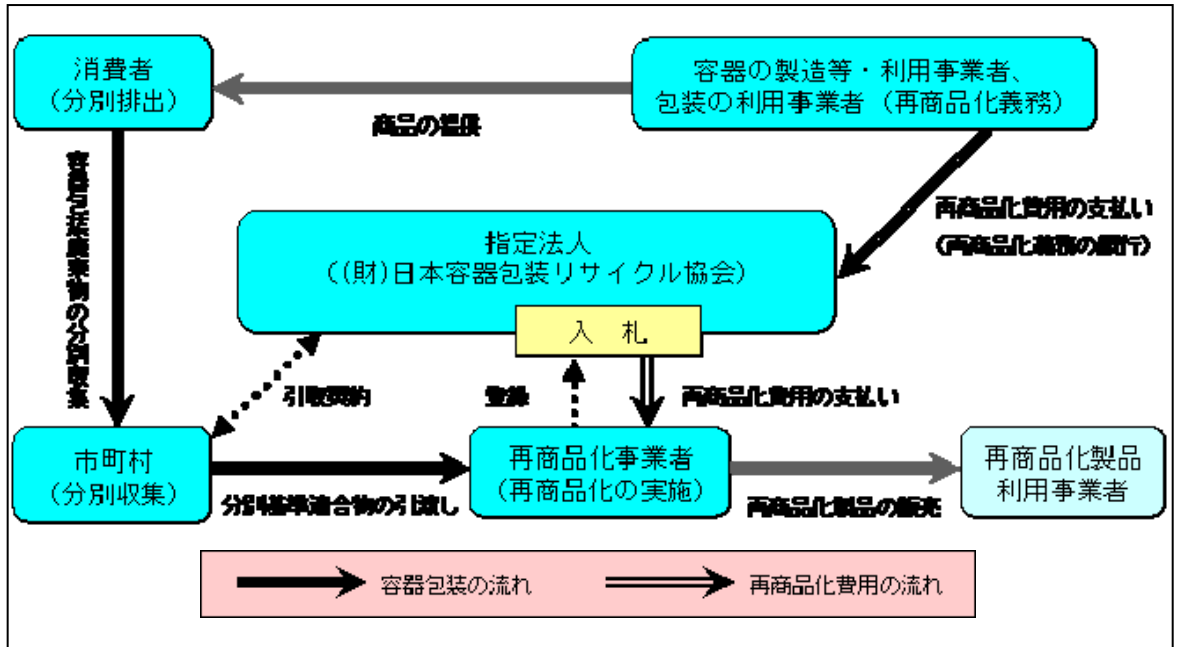
<sup>50</sup> 同法第2条第1項



ウ 事業者の役割・・・「リサイクル」

事業者はその事業において用いた、または製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負う。実際には、同法に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしている。

図 - 12

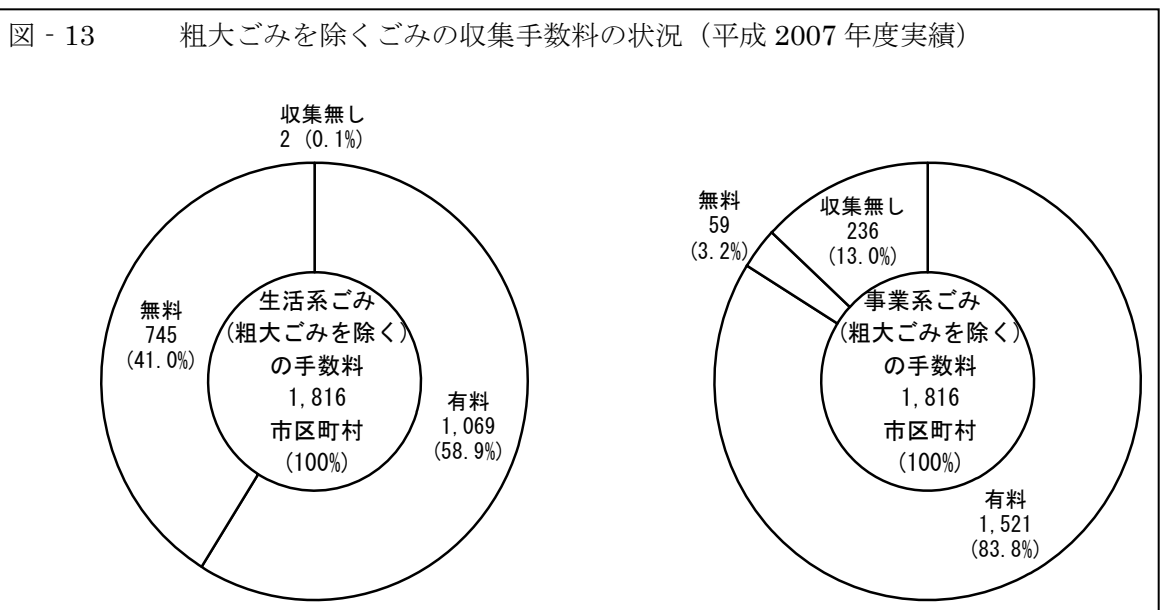


出典：環境省

<http://www.env.go.jp/recycle/yoki/shitei/index.html>

5 ごみの有料化について

粗大ごみを除いた家庭から排出されるごみの有料化を導入している市町村は、全体の58.9%であり、ごみ収集について有料化を採用する自治体の割合は、増加している状況である。(図 - 13)



出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果 (平成 19 年度実績) について」

[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/h19/data/disposal.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h19/data/disposal.pdf)

## 第2節 埼玉県川口市の取組み例について

2010年1月22日(金)、クレアパリ事務所は、「地方自治体と持続可能な開発」をテーマに、日仏自治体フォーラム<sup>51</sup>を開催した。その際、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク推進に関する調整会議」の議長を務めるなど、廃棄物行政に市をあげて取り組んでいる岡村幸四郎埼玉県川口市長に日本の自治体代表のパネリストの一人としてご参加いただき、川口市による取組み内容をご紹介いただいた。本章では日本の地方自治体の一例として、その概要を紹介したい。

### 1 川口市の概要

埼玉県の南端に位置する県内有数の都市であり、荒川を隔て東京都と隣接する場所に位置する。2009年4月1日現在の人口が513,000人であり、面積は55.75 km<sup>2</sup>。主な産業は鋳物産業、機械産業、植木産業である。

### 2 ごみの総排出量と人口の推移等

2006年度の人口は502,107名、ごみの排出量は186,589トンであったが、2008年度の人口は513,000人と2006年より約2%増加したのに対し、ごみの排出量は13,731トンと約7%減少している。川口市では、2017年度までにごみ排出量を約16万トン程度まで減少させることを目標に掲げている。またリサイクル率については、2008年度においては24.2%と全国平均の20.3%上回っており、2017年度までには35%にすることを目標としている。

### 3 一般廃棄物リサイクル促進施設について

ごみはきちんと分別して収集すれば、リサイクルできる資源であるという考えに立ち、資源物として、びん、缶をはじめ、プラスチック製容器包装まで、11品目の資源物の分別収集を行っている。

#### (1) 施設について

資源物を処理する朝日環境センター・リサイクルプラザ及び戸塚環境センターの2か所の施設で、廃棄物の焼却、資源物の選別等々の処理を行っている。

#### (2) 朝日環境センター・リサイクルプラザの概要

##### ① 流動床式ガス化溶融炉による焼却処理施設

<sup>51</sup> クレアパリ事務所が主催者となり、97年より年1回のペースで開催している、フランスの地方自治関係者を主な対象者としたフォーラム。毎回テーマを選定し日本及びフランスの地方自治体関係者を講師に招き、情報交換を図る。2010年1月22日に開催したフォーラム内容については次のHP参照<http://www.clairparis.org/media/1/quoideneuf/forum2009.pdf>

- ② 分別ごみ再利用のための資源化施設
- ③ 環境学習のための啓発施設
- ④ 新エネルギー施設（屋上）
- ⑤ 焼却処理施設の余熱を利用した温水浴施設
- ⑥ 焼却熱を利用した発電施設

#### 4 廃棄物・リサイクル関連における費用について

2008年度は一般会計の中で廃棄物及びリサイクル関連費用に占める割合は5.6%でその額は72.7億円である。市民一人あたりでは14,173円の負担となっている。

同年度の廃棄物及びリサイクルによる収入は19.4億円であり、そのうちの5.3億円が分別収集したびん・缶・ペットボトル等の売却収入、焼却処理施設及び破碎処理施設からの資源物回収による売却収入、焼却処理施設の売電収入である。

#### 5 ステーション方式による収集

一般ごみが約1万か所、約20世帯に1か所、資源物では約4千か所、約50世帯に1か所の割合で、集積所いわゆるステーションを、主に道路や歩道に設置し、市民は決められた日に、決められた分別方法、決められた出し方でごみを出し、そのごみを収集車で収集し、それぞれの処理施設に運搬している。収集車は二酸化炭素削減のため、天然ガスで運行している。

#### 6 市民と協働した主な取組みについて

##### (1) 集団資源回収事業

1978年10月から実施。町会、自治会等の住民団体が自主的に資源となる紙類等を回収し、再生資源業者に売却し、市は回収重量1kgにつき10円の助成金を団体に交付。2008年度の実施団体数は302団体。

##### (2) クリーン推進員制度

1995年2月1日から実施。クリーン推進員は、ごみ減量・再資源化の啓発、ごみの分別・排出指導、環境美化活動の資源、集積所の調査等を行う。2010年1月現在の委嘱者数は549名。

##### (3) クリーンタウン作戦

2000年度から実施。年1回の市民との協働による全市一斉清掃活動。

##### (4) まち美化促進プログラム

2000年度に全国で初めて条例に規定。市と市民団体等が協定を結び公共の

場所を定期的に清掃することを目的とするものである。実施団体数は 23 団体、登録人数は 2,098 人。

## 7 最後に

川口市は、「郷土として愛着の持てる緑豊かな環境共生都市」を基本理念として、市民と行政が一緒になって、街の美化に取り組んでいる。それは、1995 年にはたった一輪だけしか発見されなかった一輪草を、現在では多く目にすることができるようになったことから伺える。家庭ごみの問題は、市民の生活に密接しているため市民一人一人の協力がなければ解決できない問題である。川口市長は、「川口をまずは綺麗なまちにしましょう。まちを綺麗にすることは私たちの心を綺麗にするということに繋がります」と市民に呼びかけ、市民に対してさらなる啓発を行うとともに粘り強くごみの減量化やリサイクルをはじめとする環境対策に今後取り組んでいくということである。

## 第 3 節 日仏の取組みの違いについて

### 1 家庭容器包装について

1997 年に施行された日本の「容器包装リサイクル法」は、消費者が出した容器包装ごみに対して、事業者にも一定の責任を負わせるものだった。当初は、フランスの事例を参考に、市民から容器包装を回収する作業は自治体が行い、その費用負担を事業者を負わせる制度を視野に置いていたが、実際できたものは、最も負担の大きい回収作業は自治体が行うとともに、回収後、アルミ、スチール、樹脂、ガラスに分けてプレス加工し、事業者を引き渡すまでの作業も自治体の役割となった。

フランスでは、容器包装の回収とリサイクル責任を、容器を製造した事業者を負わせる「拡大生産者責任」からエコ・アンバラージュを導入した。これは、負担の公平性を実現するためにリサイクル費用をあらかじめ価格に含めているものである。リサイクルに投じる税金を極力少なくすることで、自治体は教育や福祉など、より住民の要望の高いサービスに傾注できることとなる。フランスの事例は、市民からの資源ごみ収集は自治体が担い、価格への内部化で消費者から集めたリサイクル費用を、業界団体がいったんプールして、各自治体に収集量に応じて配分するというものである。

日本では、収集作業及び費用も自治体負担の仕組みのため、製造事業者に対する減量化の動機づけは小さいと思われる。

### 2 家庭廃棄物の分別方法について

フランスでは、主に 1 軒ごとにリサイクル可能な物資を入れるごみ箱（2 種類：ビン類等、ペットボトル・缶・紙類等）、それ以外のごみをいれるごみ箱の 3 種類のごみ箱が配布され、それを決められた日時に公道に出し、収集車が収集すると

いう流れである。なお、集合住宅についても同様に集合住宅ごとに3種類のごみ箱が設置されている。リサイクル可能なごみについては行政が設置する分別センターにて金属類、紙類、ビン、ペットボトル等に仕分けされ、それ以外のごみについては、焼却処理または埋め立て処理されることになる。

日本では、リサイクル可能ごみの分別については住民が行っている。先にあげた川口市の例では、11品目の分別収集を実施し、日本で最初に「ゼロ・ウェイスト宣言」を行った徳島県上勝町では34品目の分別を実施している。

### 3 住民啓発について

両国とも学校において環境教育の実施、住民に対して啓発用パンフレットを作成し配布を行っているところであるが、フランスでは日本のように公共の場所を行政と住民が一緒になり、ごみ拾いを行うなどの活動は確認できなかった。

### 4 最後に

地球温暖化をはじめ、全ての環境問題に共通することだが、環境を改善するためには住民一人一人が生活を見直し、行動することが必要不可欠である。本レポートでは、フランスの家庭廃棄物の取り扱いに絞って紹介してきた。この調査を通じて、両国とも同程度の優れた環境技術を有しているという印象を受けたが、住民への啓発活動、そして住民のごみに対する意識面においては、フランスよりも日本が優れていると感じた。これは、中世ヨーロッパと比べ、江戸は大変清潔な街であったと言われるように、本来日本人の持つきれい好きという特徴も寄与しているように思う。

一方、役割を明確化し他人の領域を尊重し、それには踏みこまないフランス人にとっては、まちをきれいにするのは行政の役割であり清掃員の仕事であるという考え方がある。しかし、フランスでも国をあげて廃棄物問題に取り組み始めており、ロジックを重視し効率性を重んじるフランス人の取り組みからも学ぶことも多いと感じた。また、フランスは一度動き出したら、結果を出すまでが早いという傾向があるため、今後のフランスにおける廃棄物減少における取り組みについて、引き続き注視していきたい。

## 参考文献

### (書籍)

- ・「欧州三国すてきなごみ紀行」松田美夜子 株式会社日報 1998年7月
- ・「都市と廃棄物処理技術と環境保全対策」都市と廃棄物 1999年12月
- ・「フランスの廃棄物・リサイクル事情」生活と環境 2002年4月 財団法人日本環境衛生センター
- ・「順調なフランスの容器包装リサイクル - エコ・アンバラーージュ訪問調査より - 」月刊廃棄物 2005年7月 日報アイ・ビー
- ・「都市問題研究 特集廃棄物問題の現状」第58巻 都市問題研究会 2006年6月号
- ・「ごみ問題の総合的理解のために」松藤敏彦 技報堂出版株式会社 2007年12月
- ・「自治体国際化フォーラム」Vol.228 財団法人自治体国際化協会 2008年10月
- ・「フランスの環境配慮型交通政策」クレアレポート第335号 財団法人自治体国際化協会 2009年1月
- ・「パリ流 環境社会への挑戦」森口将之 鹿島出版会 2009年
- ・Jean-Michel Balet, Aide-mémoire Gestion des déchets, Dunod, Paris, 2005, 2008

### (新聞)

- ・Le Monde 2009年5月16日  
[http://www.lemonde.fr/cgi-bin/ACHATS/acheter.cgi?offre=ARCHIVES&type\\_item=ART\\_ARCH\\_30J&objet\\_id=1084018](http://www.lemonde.fr/cgi-bin/ACHATS/acheter.cgi?offre=ARCHIVES&type_item=ART_ARCH_30J&objet_id=1084018)
- ・Les Echos 2009年11月3日  
<http://www.lesechos.fr/info/france/020201525233-la-fiscalite-sur-les-dechets-va-alourdir-les-impots-locaux-en-2010.htm>

### (報告書等)

- ・Les Collectivités locales en chiffres 2009  
[http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/sections/a\\_votre\\_service/statistiques/collectivites\\_locales/les\\_collectivites\\_lo/view](http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/sections/a_votre_service/statistiques/collectivites_locales/les_collectivites_lo/view)
- ・Les déchets en chiffres en France Edition 2009  
<http://www2.ademe.fr/servlet/KBaseShow?sort=-1&cid=96&m=3&catid=12549>
- ・Atelier intergroupe Déchets  
[http://www.legrenelle-environnement.fr/grenelle-environnement/IMG/pdf/Rapport\\_Intergroupe\\_dechets.pdf](http://www.legrenelle-environnement.fr/grenelle-environnement/IMG/pdf/Rapport_Intergroupe_dechets.pdf)
- ・Labellisation du service public de collecte des déchets Résultats de l'édition 2009  
[http://www.ecoemballages.fr/fileadmin/contribution/pdf/collectivites-locales/labellisation/20091118\\_Conference\\_de\\_presse\\_Labellisation.pdf](http://www.ecoemballages.fr/fileadmin/contribution/pdf/collectivites-locales/labellisation/20091118_Conference_de_presse_Labellisation.pdf)
- ・Liste des collectivités lauréates à la labellisation du service public de collectes des déchets  
<http://www.ecoemballages.fr/fileadmin/contribution/pdf/collectivites-locales/labellisation>

[n/Liste\\_laureats\\_globale\\_2007\\_2008\\_2009.pdf](#)

(ウェブサイト)

- ・ Ministre de l'Ecologie, de l'Energie, du Développement durable et de la Mer (エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省)

<http://www.developpement-durable.gouv.fr/>

- ・ Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Energie (環境・エネルギー管理庁)

<http://www2.ademe.fr/servlet/getDoc?id=11433&m=3&cid=96>

- ・ Association des maires de France (全仏市長会)

<http://www.amf.asso.fr/>

- ・ Eco-Emballages (エコ・アンバーラージュ)

<http://www.ecoemballages.fr/>

- ・ Adelphe (アデルフ)

[http://www.adelphe-recyclage.com/presentation/societe/societe\\_agreee.html](http://www.adelphe-recyclage.com/presentation/societe/societe_agreee.html)

- ・ Séant (上院)

<http://www.senat.fr/>

- ・ ACTU-ENVIRONNEMNT

L'actualité professionnelle du secteur de l'environnement

[http://www.actu-environnement.com/idx\\_ae.php4](http://www.actu-environnement.com/idx_ae.php4)

- ・ Les associations de l'Alliance pour la planète (地球のための同盟団体に属するアソシアシオン)

<http://www.lalliance.fr/>

- ・ Le Grenelle Environnement (環境グルネル会議)

<http://www.legrenelle-environnement.fr/grenelle-environnement/spip.php>

- ・ La poste (郵便局)

<http://www.laposte.fr>

- ・ Environment Information&Communication Network (EICネット)

<http://www.eic.or.jp/news/>

- ・ Smictom Alsace Centrale (フランス中央アルザス家庭廃棄物収集処理混成事務組合)

<http://www.smictom-alsacecentrale.fr/>

- ・ Ville de Cognac (コニャック市)

<http://www.ville-cognac.fr/>

- ・ AMORCE : Association des collectivités territoriales et des professionnels pour une bonne gestion locale des déchets et de l'énergie (廃棄物管理とエネルギーに関する地方自治体の全国組織)

<http://www.amorce.asso.fr/index.php>

- ・ FNADE: Fédération Nationale des Activités de la Dépollution et de l'Environnement (全国清掃・環境業務連盟)

<http://www.fnade.org/>

- ・ Le service public de la diffusion du droit

<http://www.legifrance.gouv.fr/home.jsp>

- ・ Ministère de l'Ecologie, de l'Energie, du Développement durable et de la Mer  
Observation et Statistiques de l'Environnement

<http://www.ifen.fr/accueil.html>

- ・ 環境省

<http://www.env.go.jp/>

- ・ 財団法人日本容器包装リサイクル協会

<http://www.jcpra.or.jp/>

### 【執筆者】

監 修 所 長 鳴田 謙二  
次 長 多木 洋一

担 当 所長補佐 高橋 円花